

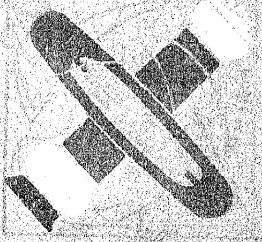
川越商工案内

1897年12月

10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

川越商工案内

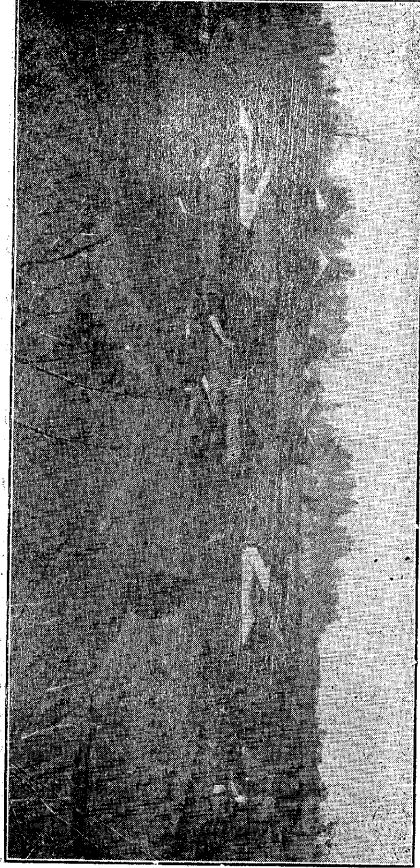




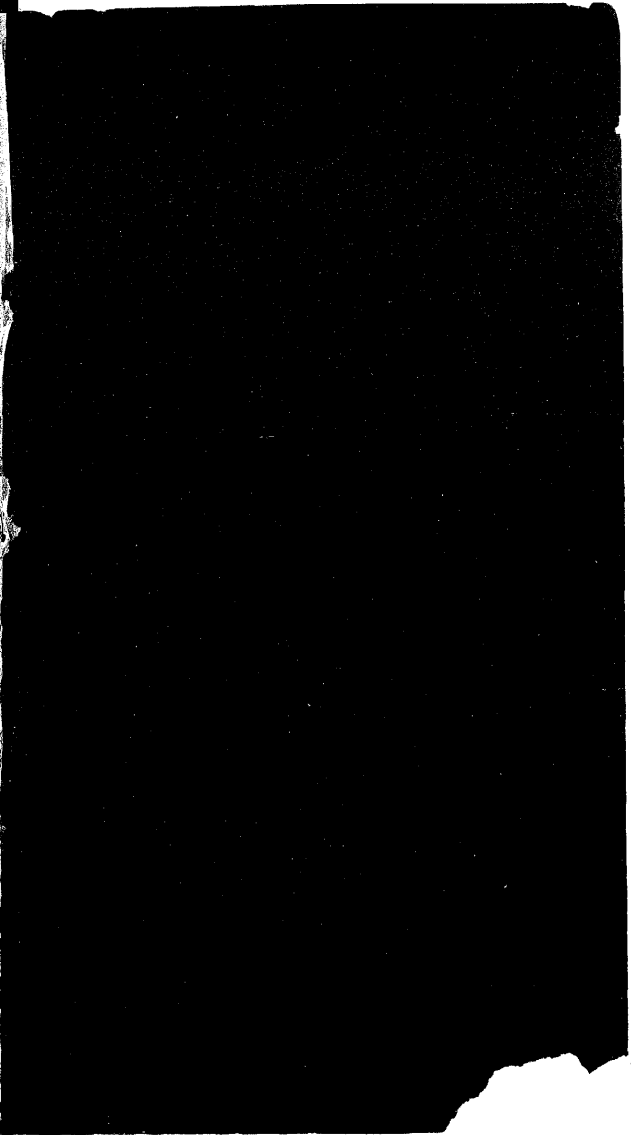
川越商工案内



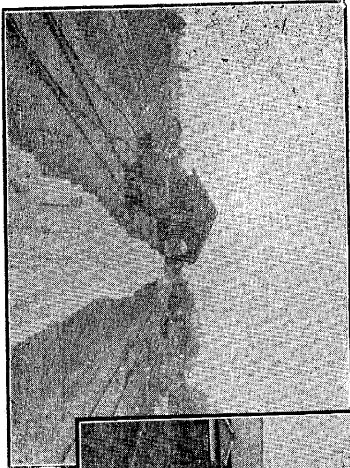
2670-71



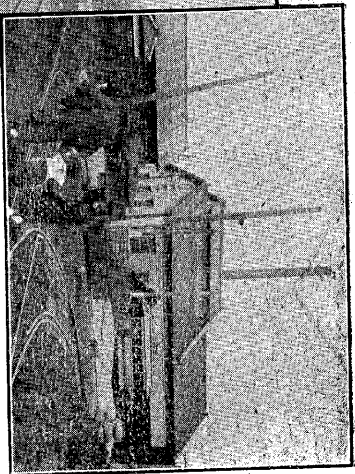
新富見上り川越市街を望む



川越鐵道停車場

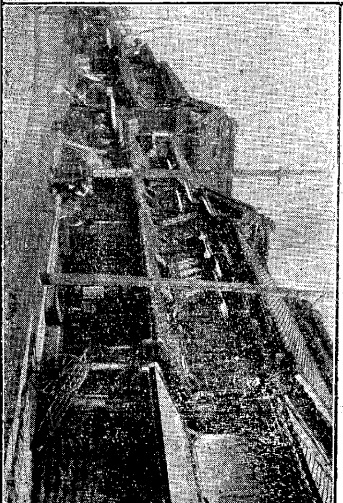
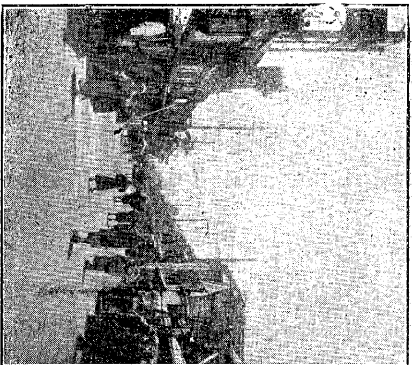


川越電車發着所



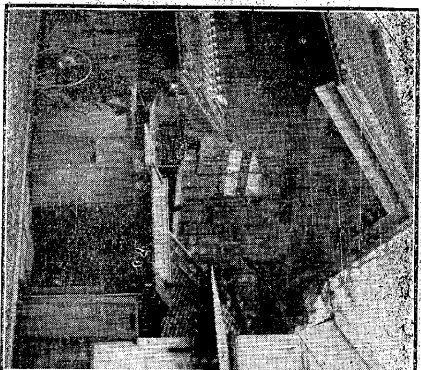
市 越 川 街

近 附 町 義 志

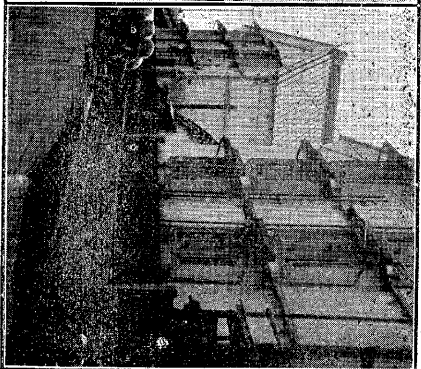


和 之 辻 附 近

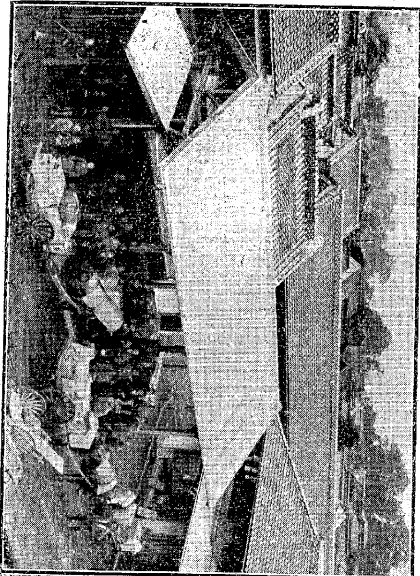
川越商業銀行(前面)



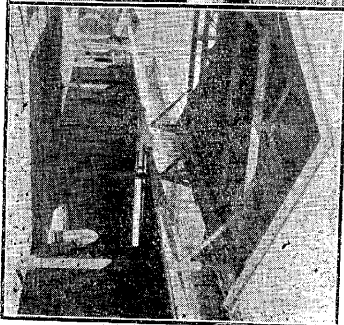
第八十五銀行(會庫)



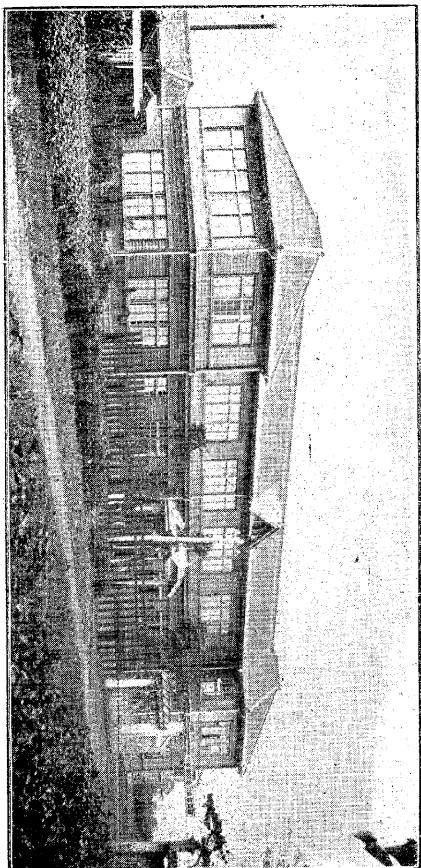
堺市物産感川



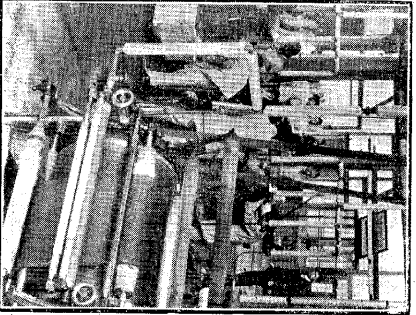
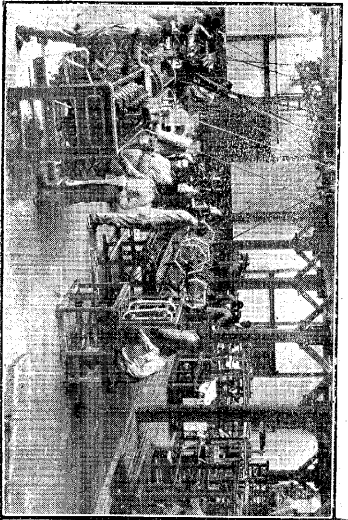
堺市絲繭趣川



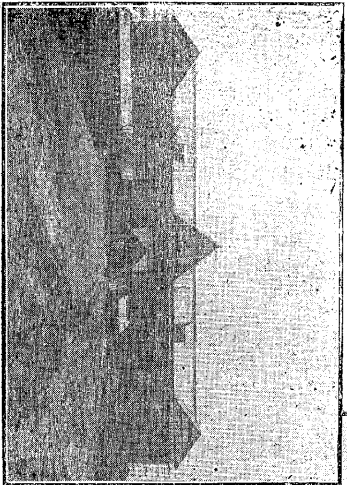
川越染織學堂全景



川 越 織 學 校 實 習 室



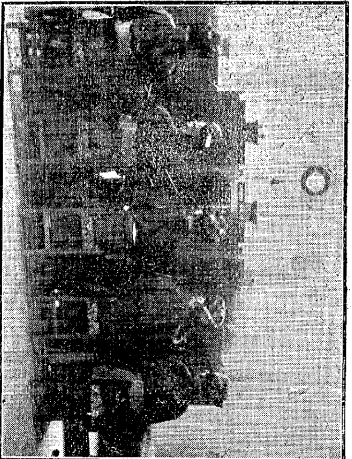
越 高 女 學 校



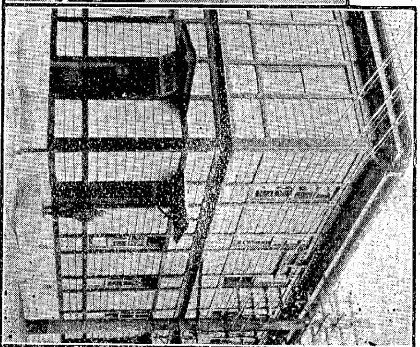
川 越 中 學 校



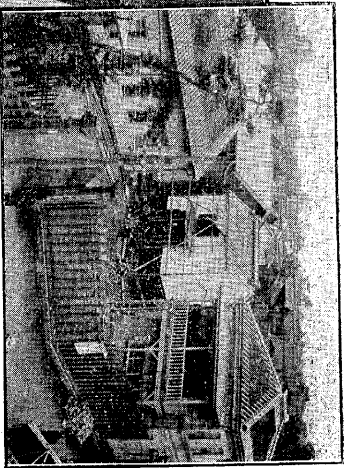
同 上 電 話 交 換 室



川 越 郵 便 局



石川製絲館



小川錫工物場製品

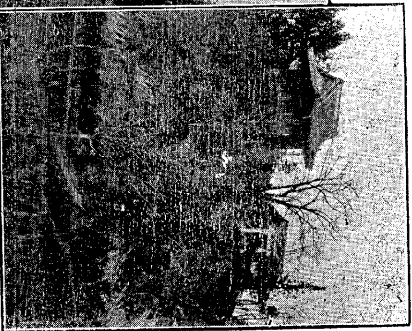


川 越 城 址

舊正城殿一ノ門(入郡公會所)



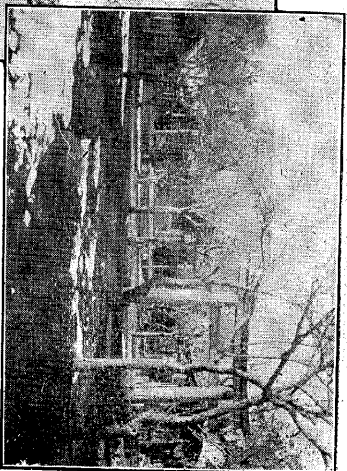
舊富士見樓(御殿神社)



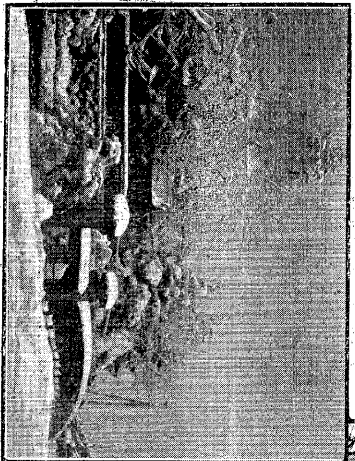
水川神社



三芳野神社



景観の橋



葉の橋市郎太 河



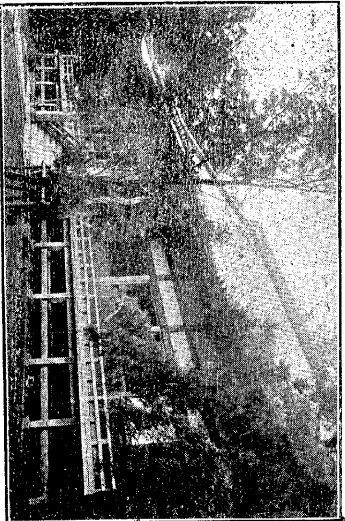
成田山不動尊



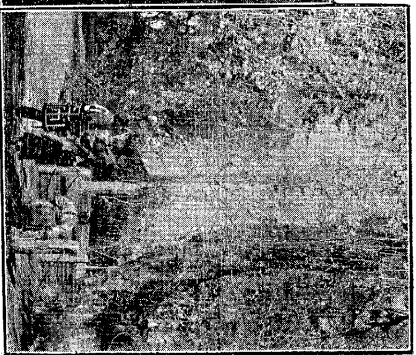
淨島稻荷神社



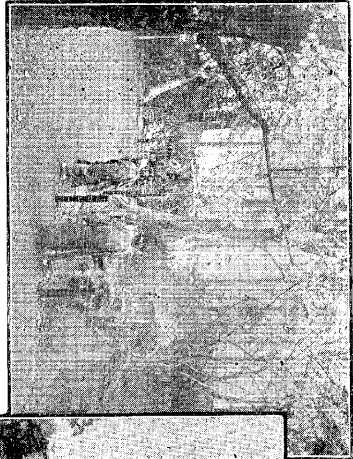
喜多院本堂



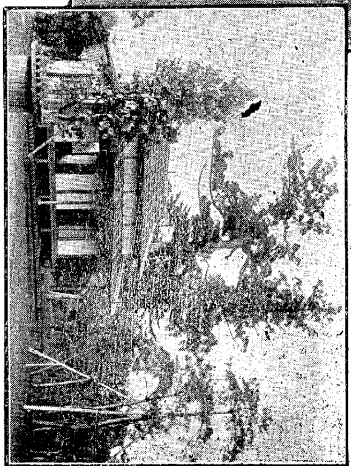
三将直御手籠



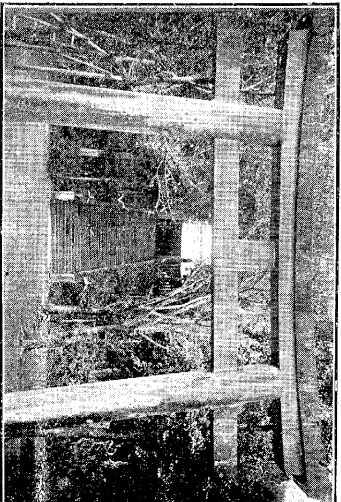
喜多院後園



霧多院內明星杉



宮 照 東

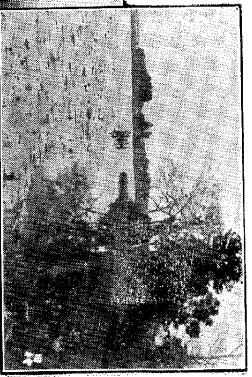


喜 多 院 境 内



郊 近 の 越 川

望 眺 の 野 芳 三



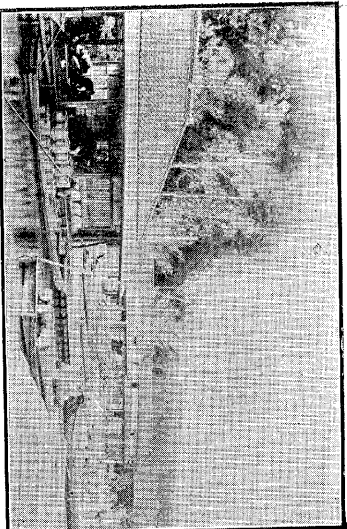
伊 佐 沼 の 藥 師



雨 の 善 知 島 阪

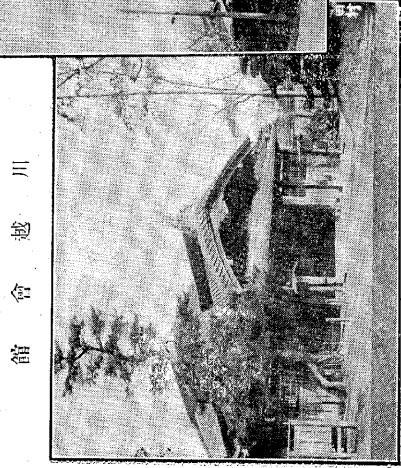
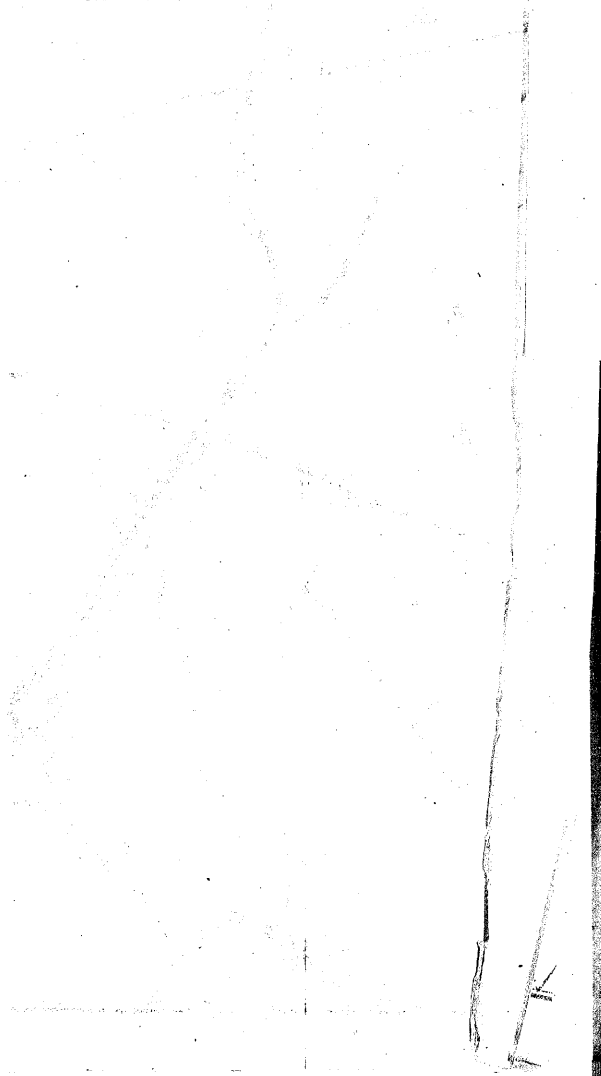


仙波河岸

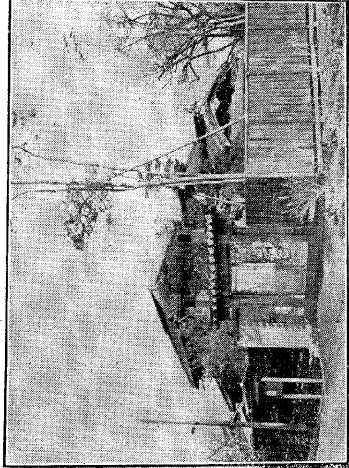


社岩神社



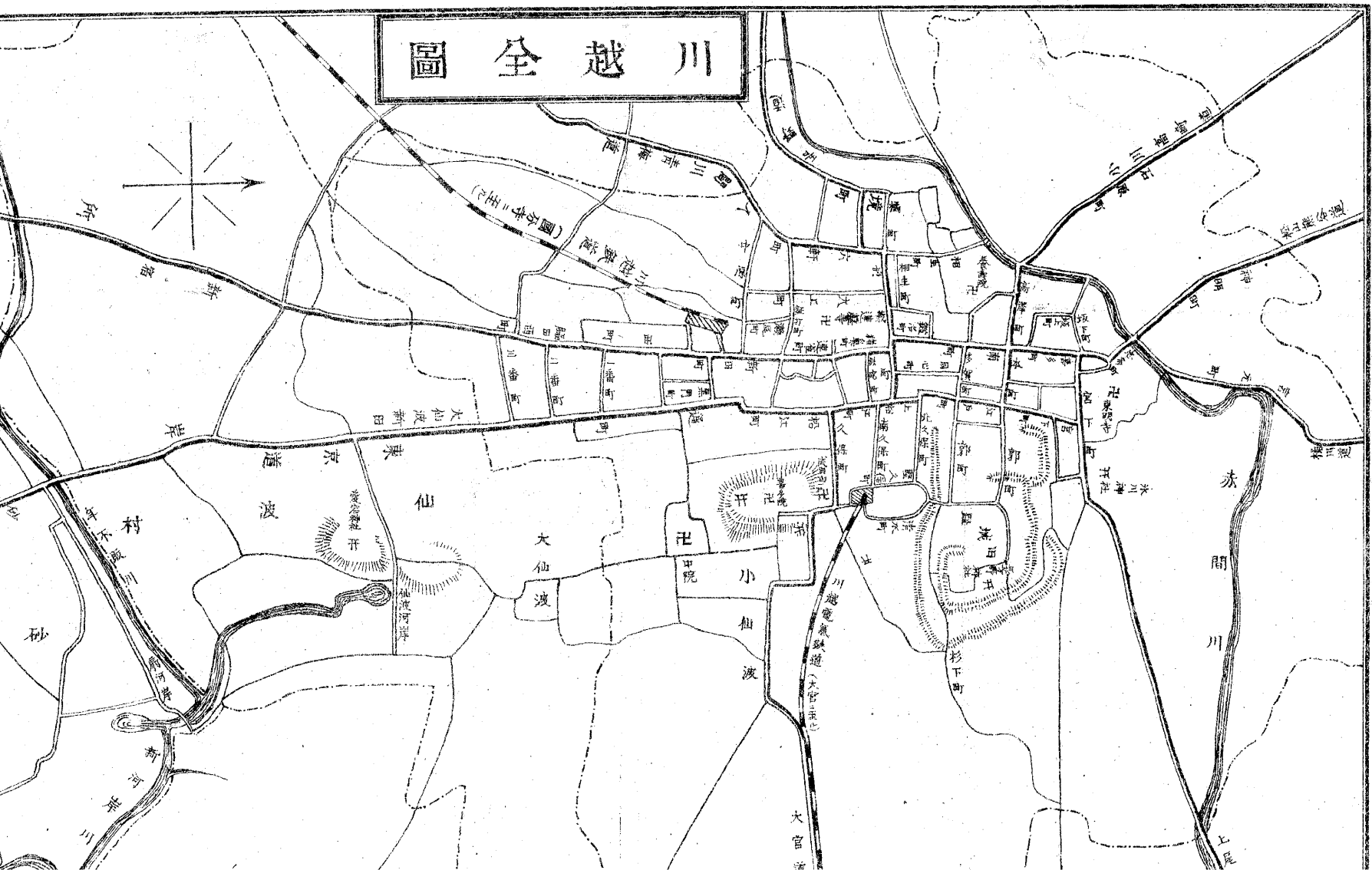


川 越 會 館

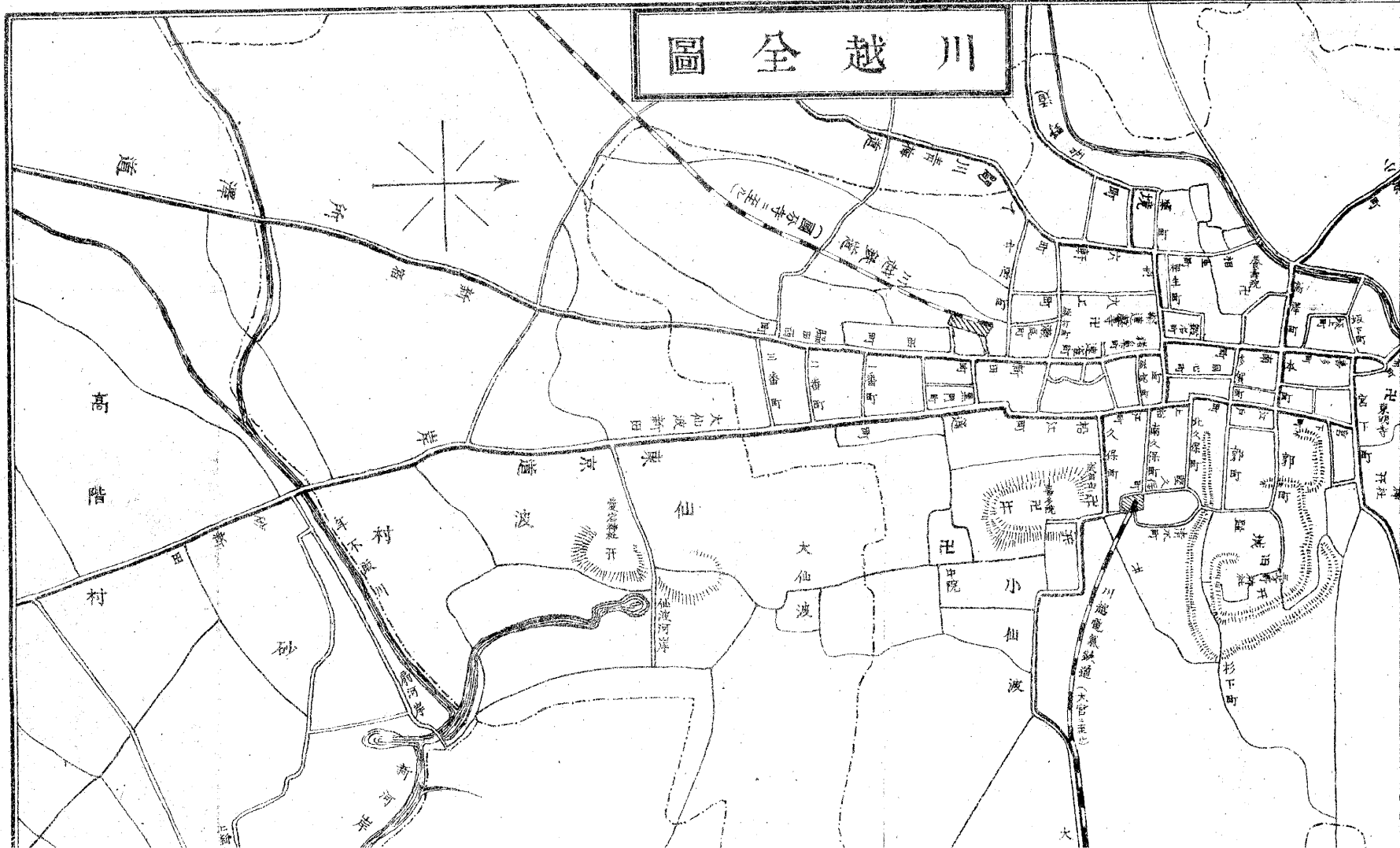


川 越 商 會 議 所

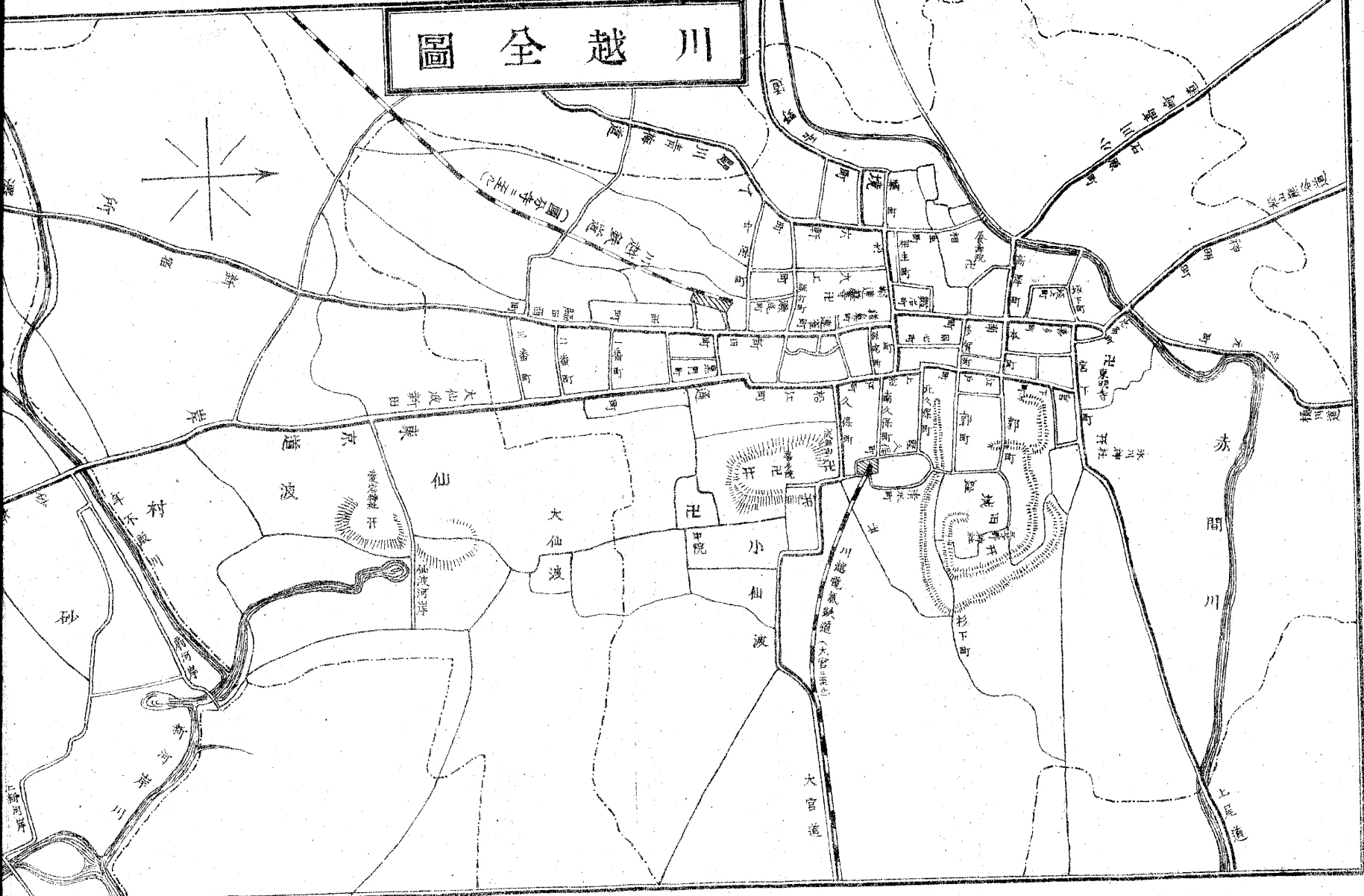
川越全圖



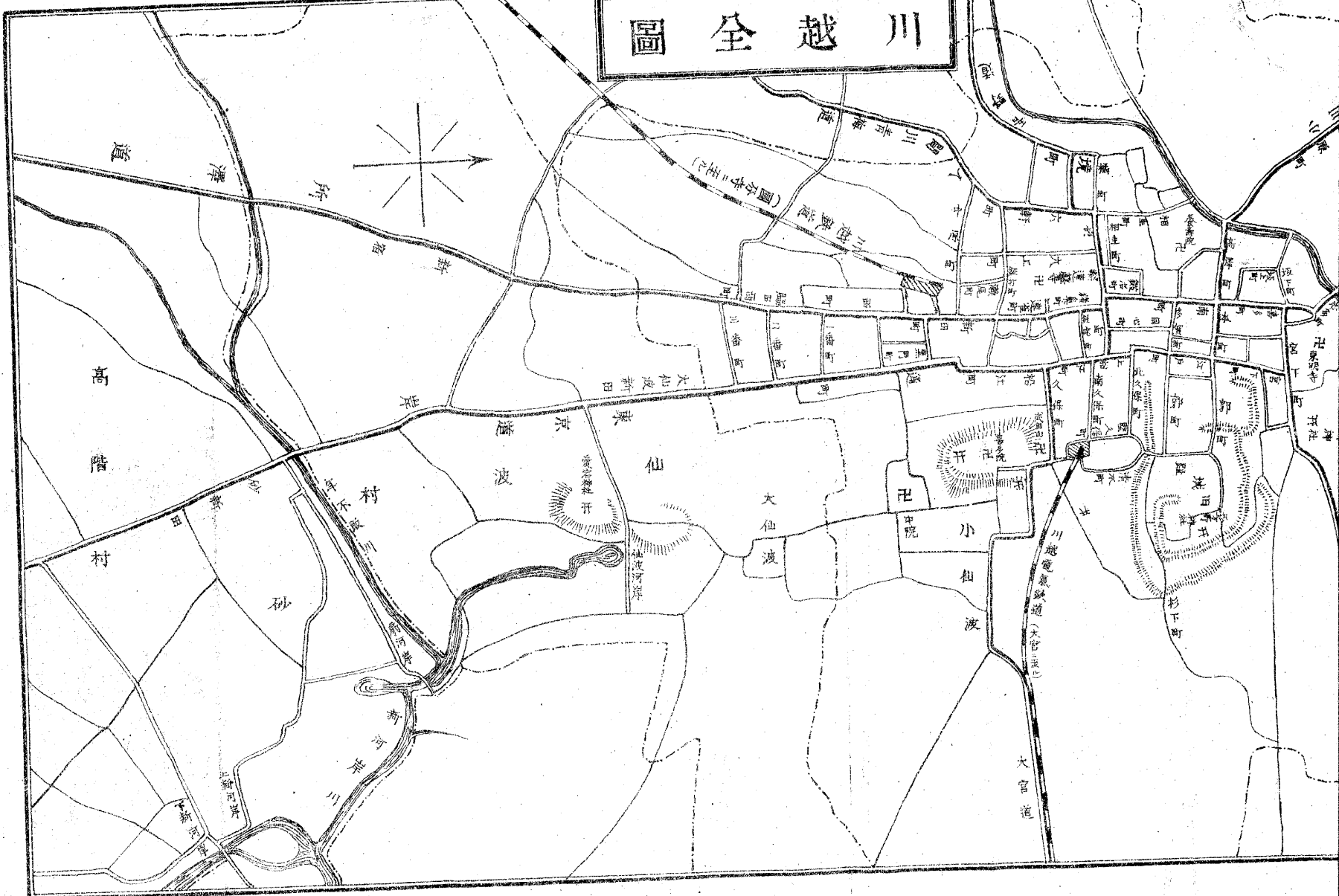
川越全圖

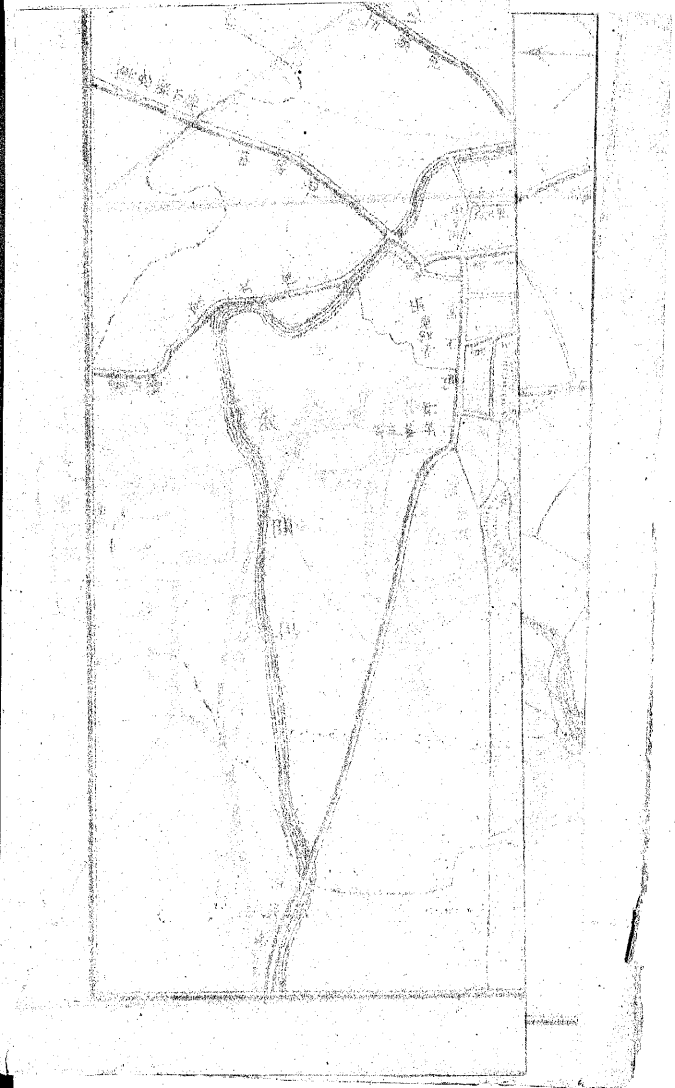


川越全圖



川越全圖





例言

- 一、本書は川越特設電話第三回加入者工事完成、川越織物市場開設一週年及織物品評會開會を機とし紀念の意を以て編纂したるものなるが故に普通の案内書と稍々其体裁を異にせり
- 一、本書所載商工人名録は最近の川越商業會議所議員選舉權者名簿に依り同選舉權者及び之に準ずべきものを採録せり
- 一、商工業者以外の電話加入者は便宜の爲め右人名録「雜」の部に併載せり
- 一、本書挿入の寫眞は大部分那珂寫眞館主仲要次郎氏の盡力に依り蒐集したるものなり

明治四十四年三月

編者 識

目次

一 川越の地勢	一
一 川越の沿革	五
一 川越の名勝	一〇
一 川越の商工業	二三
一 川越織物市場案内	四三
一 川越織物市場組合規約	五一
一 川越特設電話架設沿革	六〇
一 川越特設電話加入者申合規約	六六
一 川越特設電話通話區域及料金表	七〇
一 川越所在官公署及學校名	七一

一 川越商工人名録 附電話加入者氏名	七二
一 川越附近重要物産比較表	九六
一 川越附近市日一覽表	九七
一 川越電車發着時間表	九八
一 川越鐵道發着時間表	一〇二
一 川越所在官公吏及名譽職員	一〇四
一 川越商業會議所議員	一〇六

川越商工業案内

川越の地勢

川越町の地勢を説くに當りては先づ當地に入らんとするものゝ爲めに其順路を示すを便とすべし試みに東京土野より瀛車に乗らんか田端、王子、赤羽を過ぎて荒川の鐵橋を渡れば身は既に埼玉縣下に在り夫より川口町、蕨、浦和の諸驛を過くれれば一時間ならずして大宮に達す而して大宮より川越電氣鐵道に乗り換ゆれば四五十分にして目的地の川越町に達すへし

若し夫れ道を飯田町に取りて中央東線に依らんか約一時間にして國分寺に達すへく此所より川越鐵道に乗り換へ小川、東村山の二驛を過くれは何時しか埼玉縣に入りて所澤に達す夫より入曾を経て入間川に至り更に南大塚

を過ぐれば同しく一時間内外にして川越町に達すへし

川越町は埼玉縣入間郡の東北部に位し即ち東京方面より連亘せる岡陵地の將さに盡さんとする所に在り地勢南は平野遠く開け東北西の三面は繞らずに水田を以てし赤間川其北部を西南より東北に貫流す故に市街は大部分高爽の地なるも赤間川以北は稍々低濕なり

川越市街の特色は地方の都會に似ず其街衢の整然として略々長方形を爲せること是なり現今の川越町は東西約三十丁、南北約一里半にして川越、松郷、脇田、小久保、東明寺、寺井、小仙波、野田の八大字より成り更に之を數十町に分割す、其内志義町、鍛冶町、南町、喜多町、志多町、高澤町、本町、江戸町、上松江町を元と川越十ヶ町と稱し最も殷盛の區なりしか鐵道開通以後は市勢漸く南に向て發展し今は松江町、連雀町、猪鼻町、六軒町等も均しく繁華に赴きたり而して全町の戸數は明治四十二年末現在四千

百十八戸にして人口は二萬六千三十人なり

川越町の南に續き東京街道に沿ふて仙波村大字岸、高階村大字砂及同新河岸の地あり其間多少の畑地を隔てたるも共に人家檐を接して小市街の狀を爲し加ふるに近時何れも電話の開通ありしを以て諸般の關係殆んど川越市中と異ならず若し夫れ他日川越市制施行の場合に際し此等の地方を市街に編入せんか川越の人口は優に三萬以上に上るべし

川越町の交通機關は發端に記するか如く仲仙道大宮に通ずる川越電氣鐵道あり中央東線國分寺に通ずる川越鐵道あり前者は毎日午前五時より午後八時まで三十分毎に發車し後者は毎日上下九回の往復を爲す而して市内を通ずる重要道路は東に大宮街道あり南に東京街道、所澤街道あり西に入間川、青梅街道、吾野街道あり北に小川高崎街道、松山熊谷街道、桶川鴻巣街道及上尾街道ありて殆んど四通八達とも云ふべく其内乗合馬車の往復するも

の亦少なからず此他仙波河岸及新河岸の二箇所には水運廻漕店の設けありて新河岸川の便に依り日々河船を以て川越東京間を往復せり

四

川越の沿革

川越は一に河越又は河肥に作り舊庄名たり近世には領名に呼ひて川越四近の地を包括せしか其境界は分明ならず伊勢物語に業平朝臣東國に下向の時武藏國入間郡三芳野の里に來たられしこと見へ而してこの三芳野の里は今川の川越所在の地なれば此頃より既に村落の有様を成しゝならん然れども川越の名が歴史の記憶に入りたるは鎌倉幕府創立以後の事にして平安朝の末年武藏平氏の一族秩父權守重綱當國の留守所總檢校職に補せられ子孫此職を世襲して河越氏と稱す東鑑に河越太郎重頼、同三郎重員など見ゆるもの即ち是なり

川越城の起源は明瞭ならざれども南朝正平年中關東の宮方平一揆武州川越城に橋籠り鎌倉の管領足利基氏息金王丸をして之を撃たしめしこと南朝紀

五

傳及管領九代記に見へたればこの以前より川越城のありしことは疑を容れず唯其位置の果して何處なりしやは未だ確證を得ざるものゝ如し
 降て後花園天皇の長祿元年に至り扇谷上杉氏の長臣太田備中守入道道眞其主持朝の命に依り武州仙波の城を川越三芳野の里に移し其子入道道灌と共に之を經營す蓋し川越城は鎌倉より上州方面に通ずる要害の地に當り當時江戸、岩槻兩城と互に相聯繫して寧ろ主城の地位に在りき之より商工の民城下に來歸するもの漸く多く遂に後來川越市邑の萌芽を成すに至れり
 道灌死後上杉定正其子朝良の執事曾我兵庫頭をして川越城を守らしむ大永四年上杉朝興北條氏綱の爲めに攻略せられ江戸より來て川越城を保つ天文六年に至り氏綱遂に川越を取り族綱成をして之を守らしむ十五年上杉氏の兵大舉して回復を謀りしも克たずして去る後大道寺政繁綱成に代て城將となり其子直宗に至り北條氏の滅亡するに遭ひ遂に城を豊臣氏に致せり

天正十八年徳川氏の關東に移るや特に重きを川越に置き功臣酒井河内守重忠を之に封し慶長十四年酒井讚岐守忠勝を以て之に代ゆ後寛永十二年堀田加賀守正盛、同十六年松平伊豆守信綱相踵て川越城に封ぜらる信綱大に城市の規模を擴張し市街諸巷路等今日の狀を爲すもの當時の功役に出づるもの最も多し

信綱の孫信輝の時に至り元祿七年柳澤美濃守吉保改めて川越に封せらる寶永元年秋元但馬守喬知柳澤氏に代り傳へて曾孫涼朝に至る明和四年松平大和守朝矩上州前橋城より移り十七萬石を領す文久三年直克の時前橋へ還封せられ後三年城主を缺き慶應三年松井周防守康英奥州棚倉より轉ぜしも幾ならずして明治維新に入り同四年に至りて廢す長祿元年太田道眞の築城より此に至るまで通じて四百十五年なり

明治四年廢藩置縣の際入間縣の管轄となり第一大區第一小區事務所を設け

區長及副區長一般行政を掌る其區域は川越町、松郷、寺井村、東明寺村、小久保村、脇田村の一町五ヶ村なり明治六年入間縣廢せられて熊谷縣に隸し同九年更に埼玉縣に合併せらるゝや入間郡川越町として入間高麗郡役所の管轄となり川越町外五ヶ村戸長役場を設け民選戸長其行政を掌る同十七年川越町外五ヶ村聯合戸長役場と改稱せられ始めて官選戸長の任命あり明治二十二年町制施行の際當町所屬中臺を福原村に編入し新に野田の一部及小仙波を當町に編入して川越町を置き其大字を八個に分つ是に於て町自治の基礎確立し次で同二十九年入間高麗の二郡を合併して入間郡を置かるゝや其所轄に屬し以て今日に至れり

王政維新の當時は急激なる世變の爲め川越の繁華は一時衰頽に歸したるも爾來商業都市として再び其發達を見るに至り殊に明治二十二年町制施行以後は諸般の基礎愈々確立し同二十六年大火の爲め樞要の市場大半烏有とな

りたるにも拘らず家屋の體裁は之を機として却て其面目を改むるに至り越えて同二十八年川越鐵道の開通は更に東京方面との交通を便ならしめ商業の發達に資する所少からざりき降て同三十九年には市内電燈の點火あり同四十年には川越大宮間電車の開通あり更に同四十一年には特設電話の架設ありて此等文明利器の完備すると共に川越町の商工業は益々發達の域に進み早晚市制の施行を期待せらるゝに至れり

川越の名勝

【川越城址】市街の東に在りて方六丁許壘壕の形跡歴々として見るべし本城は長祿元年太田備中守入道道真の創築する所にして後寛永年中松平伊豆守信綱の城主たりし時大修築を加へ從來の面目を一新せり即ち城は西南の一面のみ平地にして他は總て沼澤を繞らし本丸、二の丸、三の丸、外曲輪、田曲輪、新曲輪に分れ三の樓臺、十二の城門備はり古松老杉影を交へて鬱然たる巨觀たりしに維新後一たび陸軍省の所轄となるや城中の樹木は悉く伐採せられ爾後幾多の變遷を経て今は麥壠桑圃の間に斷續せる壘址と舊正殿の一部とを存するのみ

【御嶽神社】舊城内富士見櫓の跡に在り近年有志者の勸請する所にして西南に富士山を望み川越市中の最高所たり編者詩あり曰く

登臨今日足悲哀。望嶽臺荒委草萊。萬古天風吹不散。芙蓉雪色映人來
【入間郡公會所】舊城正殿の一部にして今は入間郡の郡有に歸し公會所に充つ結構頗る雄大なり

【三芳野神社】舊城本丸の東に在り平城天皇大同二年の建立に係り祭神は素盞鳴尊、奇稻田姬命、配祀は天夷鳥命及建雄心尊なりしが後在原業平、菅原道真二公の靈をも合祀し稱して三芳野天神と云ふ本社は元と三芳野十八郷の氏神にして庶民の信仰厚く築城後は歴代の城主殊に之を尊崇し朱塗の祠殿頗る美麗を極む今は縣社にして境内多く梅櫻を植え加ふるに眺望に富み春花秋月共に遊覽に佳なり

【雁の名所】川越城は一に初雁城と稱し雁の名所として知らる伊勢物語に曰く

昔。男。むさしの國までまどひありさけり。その國にある女をよはびけ

り。父はこと人にあはせんといひけるを。母なんあてなる人に心つけた
りける。父はなほ人にて。母なん藤原なりける。さてなんあてなる人に
と思ひける。此むこがねにのみておこせたりける。すむ所なん入間の郡
みよし野の里なりける。

みよし野のたのもの雁もひたふるに君か方にぞよると鳴くなる
むこがねかへし

我かたによるとなくなる三芳野の田の面の雁をいつかわすれん
之より三芳野を歌枕とするもの多くは雁を讀まざるものなし左に三芳野の
歌數首を掲ぐ

攝政太政大臣

忘るなよたのむの澤を立つ雁もいなほのそよく秋の夕暮

正三位知忠

行末は田の面の雁の玉つさを忘れかたみにみよしの、里

源 定 信

武藏野にたびねする夜は淋しきにたのむの雁の聲を嬉しき

よみ人しらす

三芳野の里とあれにし秋の野にたれをたのむの初雁の聲

源俊平朝臣

今こんと秋をたのむの里人もまつことあれや初雁の聲

俊 成 卿

さりともとたむの雁をたのみ來ているまの里にけふぞ入りぬる

堯 惠 法師

春はいまたつともいはじ武藏野やかすむ山なき三芳野の里

鳥丸光廣卿

かへるさの雁やたよりて三芳野の花に心をよるとなくらん

堀田加賀守

みよし野や君をたのむの秋の来てむかし忘れぬ初雁の聲

【霧吹の井】 舊新曲輪に在り有名の井戸なるも今は僅に遺跡を存するのみ
 【水川神社】 宮下町の東隅に在り郷社にして祭神は素盞鳴尊、奇稻田姫命、大國主尊、脚摩乳神、手摩乳神なり欽命天皇即位八年今の北足立郡大宮町の水川神社より勸請せし所なりと云ふ本社は歴代城主の尊崇厚く祠宇壯嚴にして彫刻殊に精華を極む境内古杉老櫟森々として社殿を蔽ひ本社の外二十四個の末社あり別に招魂社を設け戊辰以後當町殉難將卒の靈を合祀す

氷川の社奉納の和歌すゝめられて殘雪と

云ふことを讀める

太田持資入道道灌

老らくの身をつみてこそ武藏野の草にいつまで殘るしら雪

【東明寺】 氷川神社の西にして市街の北口に在り稻荷山稱名院と號す伏見天皇永仁年中僧眞教の開基に係り遊行念佛の古道場たり天文十五年上杉朝定山内憲政と共に川越城を回復せんとし大舉して來り迫る北條氏康迎へて此地に戦ひ大に上杉氏の軍を敗り朝定は亂軍の中に戦死し裨將難波田將監は古井に陥りて歿す世に東明寺合戦と稱するもの即ち是なり

【札の辻】 本町、高澤町、南町、喜多町の四ツ角を云ふ古昔東明寺の盛なりし時は此所を東明寺口と稱し其後高札場の在りしより御判塚とも云ひ市街の中央に當れるを以て今尙ほ里程の元標を建置せり

【高澤橋】 高澤町と石原町の間赤間川に架したる橋にて俗に高澤の眼鏡橋と稱し結構稍々見るべきものありしが明治四十三年八月の洪水に流失せり

【養壽院】 南町に在り青龍山と號す寛文中河越四郎經重の建立に係り開祖は傳燈大阿闍梨圓慶なり後天文年中曹洞宗大源派の僧扇叟其法嗣となる

に及んで乃ち禪院となる徳川氏の代に至り朱印地十石を附與せられ歴代城主の附依を受く寺内に河越太郎重頼及同四郎經重の墳墓あり

【鐘樓】 多賀町に在り創設年月詳ならず承應年中松平伊豆守在城の時改鑄して近年に至りしも明治二十六年三月大火の際焼失せしを以て更に高さ五丈三尺の高樓を建て新鑄の巨鐘を懸けて晝夜時刻を報ずることとせり

【鳥山神社】 志義町に在り長祿年中太田道真築城の際城の西南に森林ありて富嶽の眺望を妨ぐるを嫌ひ人をして其森林を伐採せしめしに石の小祠に古願文を納むるものあり其文に源家勝平、怨敵退散、子孫長榮、大願成就云々とありしかば道真是れ築城成功の吉兆なりとて大に喜び文正川年此所に一社を建て、鳥山稻荷と稱し同じく願文を納めて武運長久を祈りたり本社は川越七社の稻荷の第一なれば一名を親塚稻荷とも稱す

【成田山】 久保町に在り本行院と稱す下總成田山の末寺にして不動尊を安置し四時參詣者絶えず市中最も繁昌の寺院なり

【浮島稻荷社】 久保町の南にして故城の東に在り勸請年月詳ならず口碑の傳ふる所によれば太田道真築城の際守護の爲めに祭りし者なりと云ふ當時此邊は一帶の沼地にて僅かに島の浮き出てたる如き土地ありしより浮島の名ありとぞ今尙四面水田を繞らし一簇の青松社殿を掩ひ風景頗る瀟洒なり

【片葉の葦】 浮島の北面なる沼地の中に産し一種の不思議として世に指稱せらる

【喜多院】 一に北院と書し市街の東南小仙波の地に在り天台宗の古寺にして星野山無量壽寺と稱す此地は古昔仙芳仙人の住みし所なる由口碑に傳ふれども其詳なるを知らず淳和天皇天長七年慈覺大師勅願に依て古跡を開き寺院を建てしが後元久年中兵燹に罹り堂塔悉く烏有に歸す永仁四年僧正尊海更に勅を奉じて寺院を再建せしも天文六年北條氏綱川越城を攻むるに當

り再び兵火の爲め烏有となる然るに天正十六年比叡山南光坊僧正天海（後に慈眼大師と諡す）本院に住持し後慶長年中徳川公に駿府に謁して深く其知遇を得又江戸に出て、二代將軍の歸依を蒙り是より喜多院僧正として勢焰一時に揚れり即ち本寺を中興して東叡山と稱す後江戸に寛永寺を創むるに當り山號を彼に移せしも徳川公薨去の後は廟觀を院中に起し寺田祭田合せて七百石を附せられ以て維新に及びり現今の堂舎は寛永十五年火災の後三代將軍家光公江戸城内紅葉山の別殿を移して再建せられしものにして其最も華麗なるを三代將軍誕生の間とす合天井にして極彩色草花の畫あり實に狩野法眼探幽の揮毫に成れり此他寶物として藏するもの頗る多く其中歴史上の參考となるもの亦少からず境内には開山堂、經堂、多寶塔、五百羅漢の石像等あり且つ多く櫻樹を植へ花時の遊觀最も盛なり編者喜多院に詣て、詩あり曰く

高僧此處有遺蹤。蘿月松風露氣濃。研鑽何人傳佛德。經堂空付白雲封

【東照宮】 喜多院の南に接し元と同院の境内たり徳川公の駿府に薨するや二代將軍遺骸を日光山に葬らんとし途喜多院を過ぐ僧正天海爲めに大法會を修す後廟觀を院中に起し稱して御宮と云ふ御宮は最初寛永十年を以て造營せられしも同十五年火災に罹り更に城主堀田加賀守正盛に命じて之を改造せしめ頗る輪奐の美を極む現今の東照宮即ち是なり寶物として狩野探幽の筆に成る十二鷹の額面及び岩佐又兵衛の筆に成る三十六歌仙の額面を藏し就中三十六歌仙の額面は近年國寶に指定せられたり

【日枝神社】 喜多院の東多寶塔の側に在り天長七年慈覺大師喜多院再興の際比叡山山王權現を奉祀したるものにして今東京麴町の山王社は文明年中更に此社より分靈したるものなり

【中院】 東照宮の南に在り元と南北兩院と共に星野山無量壽寺の寺中なり

しも後三院分立して恰も鼎足の形を爲し永祿の頃までは中院最も盛なりしが其後喜多院繁榮せしより中南二院漸く衰へ却て喜多院領を配當せられて全く其寺中の如くなり南院は後遂に廢滅に歸せり中院裏門は天文六年の兵火に免れしもの、由口碑に傳はり形狀頗る朴雅を極む

【蓮馨寺】 連雀町に在り孤峰山寶智院と號す淨土宗關東十八檀林の一なり天文の始め時の城主大道寺政繁の母蓮馨尼僧道譽に歸依して建立せし所にして天正十八年豊臣氏より寺領二十石を賜はり徳川氏の時に及ぶ境内最も廣く堂宇樓閣奇巧を極めしが明治二十六年三月鐘樓を除くの外悉く回祿の災に罹れり今は假堂なれども古來有名の梵刹なるを以て人の詣ずるもの其跡を絶たず

【熊野神社】 連雀町に在り天正十八年蓮馨寺二世僧然譽紀州熊野浦より勸請する所なり

【愛宕神社】 川越の南仙波村大仙波に在り南東の方水田遠く連なり社頭の眺望最も佳なり此邊塚山多く愛宕神山も亦塚の上に立ち西南淺間神社の立てる塚と相對して土人之を夫婦塚と稱す此他六角堂塚、猫山塚、甲山塚等の名ありて考古學者の研究に資すべき所多し

【善知鳥坂】 俗に鳥頭坂と書し川越より舊岸村に出づる東京街道に在り纔許なる坂なれども左右に杉の並木ありて風景宜し廻國雜記に聖護院宮准后道興の歌あり曰く

うとふ阪こえてくるしき行末をやすかたとなく鳥の音もかな

【伊佐沼】 川越市街の東郊電車鐵道線路の側に在り南北十七丁東西三丁餘に亘り赤間川の末流を受け更に南に決潰して新河岸に至り新河岸川となる池中鯉鮒の類多く生息し且つ蓮花を産す池邊に醫王寺あり藥師如來を安置す元祿年中柳澤美濃守吉保の建立する所なり

川越の商工業

三三

概説

川越の市街は遠く其萌芽を長祿年中太田道真築城の際に發し降て正保、慶安の頃には既に月九齋二、五、九の市日の定めあり而して昔時交通機關の缺乏せる時代に在ては新河岸川の水運は物資の集散に非常の便宜を與へ中武の商業は實に川越を中心とし新河岸川を脈絡とせるの觀ありき然るに維新後仲仙道鐵道の開通と共に交通關係に激變を來し中途聊か衰勢を免れざりと雖も多年蘊蓄せる潛勢力は容易に消滅せず輓近川越、國分寺間鐵道の開通に續きて近時更に川越、大宮間電氣鐵道の敷設ありしかば商工業共に再び起色を呈し大に人意を強ふするに足るものあり而して現今川越町の商業

範圍は入間、比企、北足立の三郡を始め其他附近の諸郡に亘り獨り覇を全縣に唱ふるのみならず其重要物産たる繭、生糸、製茶、織物、米穀及甘藷等は横濱、信州、關西及東北等全國各方面に其華主を有せり

機關

【川越商業會議所】 明治三十二年三月伊藤長三郎氏外十七名發起人として其筋に出願し翌三十三年二月農商務大臣の認可を得同年四月中設立したるものにして最初川越町役場内に事務所を置きしも明治三十五年一月川越會館の建築せらるゝに及び其一部を借入れ移轉せり而して初回の會頭は山崎豐氏、副會頭は中井尙珍氏にして爾後毎回再選せられしが中井氏は三十六年二月川越町長に就任の爲め辭職し次て山崎氏も同年四月滿期退任し之に代りて綾部利右衛門氏會頭に高山仁兵衛氏副會頭に當選せり而して綾部氏

三三

は爾後引續き在職せるも高山氏は明治四十年四月満期退任し綾部惣兵衛氏代りて副會頭となり越えて四十二年四月綾部氏の満期退任するや野々山喜右衛門氏副會頭に當選し會議所法規の下に現に其事務を統轄しつゝあり但し現在議員の氏名は冊尾に掲ぐ

【川越町實業組合】 明治三十一年一月の組織に係り主として國縣稅課稅標準届に關する打合せを爲し傍ら一般商工業上の利害得失を攻究するを以て目的とするものにして全町の商工業者を十部に分ち各部を通じて總行司十名、各部毎に副行司一名、行司若干名を置き以て其事務を取扱はしめしが明治四十二年十二月に至り更に十二部に分ち同時に副行司を廢して總行司二十三名を置き尙ほ營業稅課稅標準届は各總行司に於て取纏め川越商業會議所役員に於て精査の上其筋に進達することに改正せり現在部別及總行司人名左の如し但し金錢貸付、水車及代辯業は部外とす

部 別	業 種				總 行 司
	第一 部	第二 部			
	甲	乙	丙	丁	
第一 部	織物卸、糸繭、製茶、生糸製造、綿絲、綾絲、メリヤス	穀物卸、穀物仲買	穀物小賣、穀粉	肥料及砂糖	大 山 内 間 木 本 田 仁 彌 平 三 田 兵 衛 之 文 治 衛 助 吉
第二 部	織物小賣、足袋、染物、織物仕上	穀物卸、穀物仲買	肥料及砂糖	油製造販賣	大 山 内 間 木 本 田 仁 彌 平 三 田 兵 衛 之 文 治 衛 助 吉
第三 部	紙、荒物、篩、薪炭、煙草、履物、傘、印刷	穀物卸、穀物仲買	肥料及砂糖	油製造販賣	大 山 内 間 木 本 田 仁 彌 平 三 田 兵 衛 之 文 治 衛 助 吉
第四 部	洋物、組絲、小間物、袋物、陶器、書籍、藥種	穀物卸、穀物仲買	肥料及砂糖	油製造販賣	大 山 内 間 木 本 田 仁 彌 平 三 田 兵 衛 之 文 治 衛 助 吉

第五部	金物販賣、箆箭、材木、箱、建具、石材、瓦、鑄物、鐵打物、請負	綾部喜右衛門、鈴木徳次郎
第六部	魚類、鳥、玉子、肉、豆腐、コンニャク、青物	松本伊助
第七部	酒、醬油	畑尾鎬四郎
第八部	旅人宿、周旋、運送、馬車	須永新六
第九部	菓子、牛乳	仁村福太郎
第十部	飲食	小川菊太郎
第十一部	質、古物、古着	岩澤雄次郎
第十二部	料理	篠澤菊之助

【埼玉織物同業組合川越區支部】 事務所志義町に在り明治三十五年四月の創立に係り入間、比企、北足立の三郡に跨り組合員散在の町村數六十有餘

に及び組合員一千餘名を有し本部を縣廳所在地なる北足立郡浦和町に置き其他の各地に支部を設けたり組合は組合員相互に智識を交換し若くは技師を雇聘して斯業の改良發達を謀り又東京問屋組合と聯合して販路の順潮を期しつゝあり現今川越區支部の役員は支部長松山百太郎氏、幹事内田三之助、森田鐵五郎兩氏、評議員市川善兵衛、高山俊吾、對崎長太郎、宮岡瀧藏四氏にして外に當町高橋幸助氏本部副組長(組長代理)たり

【入間郡蠶種同業組合】 明治四十年十月の設立に係り事務所を川越町(松江町)に置き蠶種の製造改良及弊害矯正を以て目的とせり現今同組合の役員は組長山崎茂十郎氏、副組長加藤篤義氏、評議員小島定吉、田島幸作、福島桂三郎、須田甚作、栗原治兵衛、大畑歌吉、小暮勘重郎の七氏なり

【中武醬油醸造組合】 事務所高澤町に在り明治三十五年六月同業組合法準則に依り設立したるものにして入間郡内を一地區とし同地區内醬油醸造業

者を以て之を組織し營業上正實を旨とし粗製濫造の弊を矯め併せて製品の販路を擴張するを目的とせり而して現在の組合役員は頭取橋本三九郎氏、副頭取森田芳次郎氏、幹事北野正兵衛、鈴木小太郎、松本新次郎、喜田新三郎、北浦彌左衛門の五氏なり

【川越酒類商組合】事務所志多町に在り明治三十五年六月同業組合法準則に依り設立したるものにして川越町居住酒類販賣業者を以て組織し同業者互に和親協同して風儀の矯正、營業の發達を謀るを以て目的とせり而して現今の役員は組長畑尾鎬四郎氏、副組長瀧島重藏氏、評議員木下藤次郎、岡常吉、竹内榮吉、小田德藏、島崎仙右衛門、内山米吉、帶津定次郎の七氏なり

【川越織物市場】鐵砲町に在り明治四十三年三月川越商業會議所主唱者となり町内の有志及當業者相共同して設立したるものにして爾來毎市隆盛に赴き設立日尙ほ淺きにも拘らず今や附近有數の織物市場となれり而して織

物市場は當町商工業に至大の關係あるを以て別欄に之を詳記すべし

【川越繭絲市場】南町に在り明治四十三年九月の設立に係り市日は毎月六回一、六の日とし織物市場と相對して當町商業界に一新生面を開けり繭絲市場には別に規約の設けなく其事務は便宜上川越繭絲商組合事務所（多賀町）に於て取扱ひ市場は單に同業者相集合して各自に賣買取引するを目的とせり而して現今川越繭絲商組合員は總計百七十餘名に上り其役員は組長峯岸傳吉氏、副組長峯岸勝治氏、評議員利根川篤吉、岡野梅吉、高山久兵衛、田野吉藏、綿貫定吉五氏にして組合員は隨時市場に出入して賣買取引に従事せり

【川越青物市場】連雀町に在り六七年前三箇所の青物市場を合併して一箇所としたるものにして田中市右衛門、岡部清吉、片岡鴻次郎三氏共力して之を經營せり其取引方法は總て舊慣に従ひ當町附近より出荷せる青物を競賣し市場の手數料としては荷主より七分、他地方の出荷に就ては八分の口

錢を徴收し居れり野菜類豊富の季節には其取引高頗る巨額に上ると云ふ
 【東京興信所川越派出所】 連雀町に在り本所は評議員會長澁澤男爵、所長
 森下岩楠氏の下に廣く信用調査に従事し川越派出所は當地方商工業の發達
 に鑑み明治四十一年十月中設置せられたるものにして派出所主任は上林晋
 氏なり

銀行會社

【株式會社第八十五銀行】 南町に在り明治十一年十二月の設立に係り資本
 金百萬圓内拂込済八十萬圓にして外に積立金二十三萬圓を有し本店の外大
 宮(秩父)、熊谷、本庄、松山及志木の五箇所を置き山崎豐氏頭取、綾部
 利右衛門氏副頭取たり而して同銀行に附屬せる川越貯蓄銀行は明治二十九
 年十一月の設立に係り資本金二十萬圓内拂込済十萬圓にして外に積立金七
 萬圓別途積立金一萬六千圓あり其重役は第八十五銀行と略く同一なり

【株式會社川越商業銀行】 多賀町に在り明治二十九年七月の設立に係り資
 本金三十萬圓内拂込済二十七萬圓にして外に積立金十萬六千圓を有し本店
 の外本郡入間川町に支店を置き竹谷兼吉氏頭取たり而して同銀行に附屬せ
 る川越貯金銀行は明治三十一年十一月の設立に係り資本金三萬圓内拂込済
 一萬五千圓にして外に積立金五千八百六十餘圓あり其重役は川越商業銀行
 と略く同一なり

【渡邊合名會社】 志義町に在り明治四十三年一月の設立に係り資本金十萬
 圓にして金銭貸附を目的とし渡邊吉右衛門氏代表社員たり

【川越鐵道株式會社】 新田町に在り明治二十五年六月の設立に係り資本金
 五十萬圓内拂込済四十萬二千圓にして川越、國分寺間の鐵道營業を目的と
 し最初は本社を東京に置きしが明治四十年十月當町に移轉せり而して現今
 の社長は東京の岩田作兵衛氏なり

【川越電氣鐵道株式會社】 堅久保町に在り明治三十五年五月の設立に係り資本金三十萬圓全額拂込済にして川越、大宮兩町の電燈事業及川越、大宮間の電車營業を目的とし綾部利右衛門氏社長、山崎覺太郎氏副社長たり而して同社の重役は今後に於ける電燈及電力の需要増加に應ぜんが爲め新に神流川水力電氣を起し以て事業を擴張せんとし其畫策中なり

【川越織物市場株式會社】 連雀町に在り明治四十三年三月の設立に係り資本金十萬圓内拂込済三萬五千圓にして市場建物の賃貸、倉庫營業、金錢貸付及納稅代辯を目的とし織物市場と密接の關係あり野々山喜右衛門氏之が專務取締役たり

【川越精米麥株式會社】 中原町に在り明治三十二年一月の設立に係り資本金二萬圓内拂込済一萬圓にして米麥精白を目的とし木村猪之助氏之が社長たり(此他の會社に就ては別欄商工人名録を參照せらるべし)

工場

【石川製絲所】 北久保町に在り製絲所は入間郡豐岡町石川幾太郎氏の經營する所にして本工場は同所に在り川越は其第三工場たり川越工場は明治四十一年四月の設立にして幾太郎氏の舍弟石川仁平氏専ら管理の衝に當る蒸汽機關三個を有し釜數約四百、職工四百五十人を使役し一ヶ年の生糸製産額約九千貫目にして本分工場を通算するときは一ヶ年の製産額約二萬貫目に上り實に本縣下に於ける最大の製絲工場たり

【澤田染色工場】 小仙波に在り澤田鍋吉氏の經營する所にして明治三十一年八月初めて猪鼻町に染色工場を設け化學染料を使用して銳意染色の改良を謀り爾後業務次第に隆盛に赴き工場狹隘を告ぐるに至りしを以て明治四十一年八月新に工場を現在の小仙波に起し猪鼻町工場は専ら紵染工場とせ

り現今の設備は發動機二個を備へ一は水揚用とし一は「シルケット」機の運轉に使用し緋結束は總て機械力を以て之を行ひ兩工場を通じ職工約六十人、一ヶ年の染上高約七萬八千束に及べり

【内藤染色工場】連雀町に在り明治六年の頃先代内藤宗吉氏の創立する所にして最初は舊來の染料に依り専ら綿絲染色を業とせしか今代宗吉氏に及び明治三十四年十月より新に化學染料を使用すること、し目下蒸汽機關一個を備へ之に依りて「シルケット」機を運轉せしめ職工約三十人、一箇年の製産額緋染共約三萬束に上れり

【武陽簡撚絲工場】六軒町に在り西澤慎吉氏の經營する所にして同氏は當地方に於ける撚絲業の開祖とも云ふべく中頃生糸製造を開始したる爲め撚糸業は自然中止の姿なりしが明治三十八年以來は専ら斯業に従事し蒸汽機關の動力に依り絹絲、綿絲、絹綿撚ガラミ等を製出し職工約四十人にして

一年の製産額約千三百貫に上れり

【小川鑄物工場】神明町に在り當工場は其由來頗古く創立年月は實に天文十八年以前に在り屋號を鍋屋と稱し爾來連續して現代の小川五郎右衛門氏に至れり現今職工六十餘名を使役し製出品は鍋、釜、風呂釜、諸機械、建築材料等にして中に清酒及醬油釀造用に供する大釜をも包含し一ヶ年の産額は約五萬七千個に及べり

【矢澤鑄物工場】神明町に在り慶長十九年の創立にして小川氏と同じく代々鍋屋と稱し現代の矢澤四郎右衛門氏に至れり現今職工約二十人を使役し其製出品は小川鑄物工場と大同小異なり

【鈴木製材所】六軒町に在り明治三十九年十二月の創立に係り鈴木權平氏の經營する所にして七馬力の石油發動機を備へ専ら大建築物の用材を製出す其産額は一ヶ年約三萬通（一通は長二間中尺もの）なり

物産

三六

【米穀】 川越町を圍繞する入間、比企、北足立三郡の米穀産出額は米約三十五萬石、麥約五十萬石にして此内川越町に於て集散せらるゝものは米約十六萬石、麥約二十三萬石なり而して其仕向先は東京を始め西武及甲州地方にして米穀取引は實に當町商業の重要な部分を占有せり

【甘藷】 古來著名の物産にして川越諸の名は都會婦女子の間に嘖々たること何人も知る所なり其産額は入間郡のみにて八百萬貫以上に達し單に川越四近の地を以てするも優に五百萬貫以上を算せり此内川越町に於て集散せらるゝものは約八十萬貫にして其仕向先は大部分東京なるも此他甲信及東北地方に輸送せらるゝもの亦少からず

【製茶】 本郡豊岡町、元狭山村及宮寺村附近より川越町に亘る一帯の地を

狭山と稱し所謂狭山茶の本場にして一ヶ年の産額實に十萬貫、價額二十五萬圓に上れり川越町に於ては明治の初年高林謙三氏良種を山城宇治に求めて之を栽培し新狭山と稱す爾來年々發達を來し現今當町の集散額は約六萬貫に達し横濱其他に輸送せり

【繭】 本縣下中本庄地方に續きて産出多く川越町に於て集散せらるゝものは一ヶ年約二十萬貫に及び出廻季節には上州信州等の製絲業者より繭買人を派出し其數二三十人に及び取引最も隆盛なり

【生絲】 當町生絲は主として石川製絲所の製出に係るも其他附近にて座繰製絲の産出少からず而して入間郡全躰の生絲産額は一ヶ年約四萬貫にして當町の集散高は同じく一萬七千貫に上り附近の需要に應ずるの外何れも横濱に輸送せり

【織物】 川越織物は其由來する所極めて遠し新記に云ふ「川越絹は入間郡

三七

中川越町及坂戸村にて製す總て是を川越絹平と呼ぶ其初は秋元但馬守喬知寶永二年甲斐國都留郡谷村より川越へ轉ぜられし時絹施の職人を彼城下よりこゝに移して今の如く絹をも製し始めて江戸へ送らると云へり」云々、又産業事蹟に云ふ「萬延二年の夏川越の人中島某（久兵衛氏）たまく行きて横濱の新貿易港に在り一商家に細縷綿絲を鬻ぐを見る心竊に以爲らく之を以て唐棧織に摸し綿布を組織せば世人の常用衣服の料に適し需用廣かるべしと其綿絲若干を購求し郷里に歸り人に謀り唐棧の摸倣機織に着手し種々の考案に勞し僅に織製を成したり其色澤他の綿布に勝れ遂に聲價を博するに至れり今や二子織と汎稱し廣く各所に産出するも其初實に川越に起れり」云々此記事は川越織物の起源を説明して餘りありと云ふべし爾來川越織物は年々發達して今や絹織物、綿織物及絹綿交織物等有らゆる織物の種類を網羅し其年産額二百萬反に上り實に關東有數の織物産地となれり唯

く川越織物は總て家内工業にして大工場の見るべきものなきも亦極めて組織的にして注文一下すれば幾萬反にても日を期して之を製出することを得べし是亦川越織物の一特色なりとす（織物市場に就ては別欄に詳記すべし）
【清酒】 當町清酒醸造家は新田町竹内榮吉、志多町名坂喜兵衛の兩氏にして竹内氏は明治八年十月を以て開業し製品の銘柄を「世界一」と稱す又名坂氏は明治二十年五月を以て開業し製品の銘柄を「喜代川」と稱し兩者共に好評あり其販路は重に川越南部の地方にして其他は東京、横濱及八王子方面に輸送せり

【醬油】 川越及附近の醬油醸造家は古市場橋本三九郎（上本印）、高澤町森田芳次郎（菅公印）、志義町松本新次郎（龜甲本印）三氏にして何れも創業日久しく頗る好評あり附近の需用に應ずるの外東京其他へ輸送せり
【菓子】 當町菓子商は其數頗る多く單に附近の需要を充たすのみならず他

地方に輸送するもの亦少からず近來は西洋菓子をも製出して其風味中央都會に譲らざるものあり甘藷を以て製出せる初雁焼は當所の名産なり

【製麵】 近來製麵業の發達著しく當町に於て機械製麵を業とするもの十三戸、機械の數六十臺、職工人員百三十人、一ヶ年の製造高約十萬箱に及び土地の需要約一割にして他は東京、八王子、府中及下總古河方面に輸出せらる原料たる小麥粉は附近の産出に係り其質良好なり現今製麵業者の首たるものは六軒町石山製麵所（所有主石山豊次郎氏）にして明治三十九年四月の創業に係り達磨印及福助印を以て名あり機械十八臺を有し一ヶ年の産出約三萬箱に及べり

【鑄物】 神明町小川鑄物工場及矢澤鑄物工場の製出に係り重に鍋、釜、風呂釜及醸造用大釜なるも此他諸機械、農具、建築材料等をも製出し關東一圓、信越及東北地方に輸送せり

【唧筒】 江戸町瀨ノ上忠藏、同杉澤柳藏兩氏の製出に係り共に明治二十年頃より事業を開始し近年は獨り縣下のみならず他府縣の需要にも應ずるに至れり

【材木】 入間、比企、秩父諸郡の山地に産し當町を經由して東京其他に輸送せらる而して新河岸川の水運は材木の輸送に關し最も便利を與へつゝあり此他製材及建具類も當町を経て各方面に輸送せらるゝもの頗る多し

【箆筒】 川越箆筒を以て名あり其製造極めて堅固且つ幽雅なるを以て近年販路非常に擴張し一ヶ年の製造高約三萬五六千組に及ぶ其仕向先は東京を始め相州、甲州、上總、下總及上州地方なり

【衡器】 宮下町に武藏衡器製作所、喜多町に川越衡器製作所あり前者は合資組織にして後者は石原町渡邊政方氏の經營に係る共に臺秤及木製秤を製し一ヶ年の製造高各四千餘個に上る販路は縣下及東北地方を最とし近年

關西地方よりも注文少からず

四二

【經木眞田】 中原町青山磯吉氏の製出する所にして明治三十六年七月の起業に係り自宅に工場を設け工女を養成し且つ三十七八年戰役當時に在りては其筋に於ても出征者の家族に職業を授くる目的を以て斯業を獎勵せられたるより一時年産額約六十萬反に及びたり然るに爾後輸出不振の結果今日の年産額は僅々二萬五六千反に過ぎざるも一般に品質良好の評あり他日機を得ば更に發展の途に向ふべし

川越織物市場案内

【市場設立の由來】 當町附近は由來双子本綿の本場として世に知られしのみならず近年は殆んど存らぬ綿織物及絹綿織物を産出し其産額は年と共に益々増加し來れるにも拘らず從來特定市場の設置なき爲め當業者の蒙る不利不便尠からず是を以て川越商業會議所に於ては去る三十四年三月中總會の決議を以て視察員を八王子、桐生及足利の三ヶ所に派出し市場設置に關し慎重調査せしむる所ありしも當時は種々の事情ありて遂に設置の運びに至らざりき、然るに爾後四十年に至り川越、大宮間に電氣鐵道の敷設ありて東京、川越間の交通は僅々二時間内外にて充分となり一方川越、國分寺間の川越鐵道と相待て彼我交通の便大に發達したるのみならず翌四十一年には更に川越特設電話の架設ありて内外通信の便亦著しく發達し之に伴

四三

ぶて益々織物市場設置の急要を感ずるに至れり、是に於て川越商業會議所は四十二年十一月中自から主唱者となり當業者及び其他の有志と會合協議を遂げしに進んで織物市場の設置に着手すべしとの意見期せずして相一致したるより直ちに創立事務所を商業會議所内に置き一方織物市場の敷地選定及建物建築に着手すると同時に他方川越織物市場株式會社の設立に着手し爾來着々事業進行の結果川越織物市場株式會社は四十三年三月十四日を以て創立總會を了り市場建物の建築も亦三月中旬を以て略々竣功したるに因り埼玉縣知事、入間郡長、川越染織學校長、川越稅務署長を始め縣下及東京の各當業者等を招待し同月二十五日を以て盛大なる開業式を行ひ翌四月五日を以て愈々初市を開始せり

【織物市場の組織】 織物市場の組織は別に資本金拾萬圓を以て川越織物市場株式會社を設立し差當り資本金の四分の一即ち二萬五千圓を拂込ましめ

之を以て市場建物を建築供給し併せて倉庫事業を營み及び貸附金をも爲し得ることとし同時に市場仲買商、埼玉織物同業組合川越區支部所屬機業者及會社株主を以て織物市場組合を組織し其中より組合委員若干名を擧げ此委員をして賣買取引に關する一切の管理に任せしむることとせり、市場仲買商は賣買取引の中心となり埼玉織物同業組合川越區支部所屬機業者と共に當然市場組合に加入し而して此以外の機業者及荷主は別に組合に加入せざるも均しく組合規約に準據して隨意に出荷販賣することを得へし、織物市場は毎月六回五、十の日を以て開市し唯々二月最終の市日に限り特に三月一日に繰下ぐるものとす、市場に出入して賣買取引に従事する者は何人と雖も市場鑑札を携帯せざるべからず但し鑑札料は市場開始後當分の間は無料とし今尙之を繼續せり、又賣買取引に關する仲買商の口錢は取引金高に對する百分の一・五とし仕入客人より徵收することとせり、要するに川越

織物市場の組織は市場組合と織物市場株式會社と兩々相待て織物取引の發達を期せんとするものにして市場の特色も亦實に此點に存するなり
 【取引物品の種類】川越織物市場に於て取引せらるべき物品の種類は其集散區域の廣汎なる丈けに殆んど千差萬別にして一々之を列擧すること能はずと雖も今其大略を記すれば左の如し

品種	細別	
	綿	織物
絹綿交	絹綿平物	新銘仙
	風呂敷地	綿蚊帳地
	裏地類	兵兒帶各種
	耕木綿	綿コート地
	小倉帶地	小倉袴地
	布團地	
	京棧	燃双子
	風通織	飛白
	瓦斯海氣	瓦斯双子
	青縞	白木綿
	瓦斯絲入縞	白木綿
		ワスル天
		小倉袴地

織物	絹織物	染物類
羽織裏地	斜子	緋染
絹綿袴地	生絹	中形
絹綿帶地	太織	唐草
絹綿前掛地		花色

【市場仲買商】

現在織物市場仲買商は三十三名にして其氏名左の如し

商號	氏名	商號	氏名	商號	氏名
高麗屋	井上平兵衛	大畑龍之助	丹波屋	合資高山商店	長澤濱五郎
松屋	市川金次郎	大野善太郎	永島代五郎	永島代五郎	永島代五郎
富士見屋	今井與助	山田屋	渡邊吉右衛門	村田金太郎	村田金太郎
原田屋	印藤元右衛門	足立屋	加藤元三郎	龜屋	山崎晉治
武藏屋	原田利七	正田屋	神谷慶次郎	山崎晉治	山下權次郎
	戸田芳太郎	田丸屋	田島徳次郎	高橋廣太郎	山本平兵衛
			高橋廣太郎		
			足立屋		

山田屋	間仁田文吉	相模屋	小島徳右衛門	正田屋	淺海傳七
山田屋	間仁田乙吉	丹波屋	寺田彌平	正田屋	淺海金十郎
松本源之丞	丹波屋	新井庄次郎	菅正	菅正	菅正
小林佐平	正田屋	淺海彌吉	菅正	菅正	菅正

【組合及會社役員】 現在織物市場組合役員及織物市場株式會社役員氏名左の如し

區別	役員名	氏名	役員名	氏名
市長	高山俊吾	委員長	松本源之丞	松山百太郎
副委員長	對崎長太郎	委員	淺海彌吉	宮岡瀧造
委員	渡邊吉右衛門	委員	菅間正作	森田鐵五郎
委員	神谷慶次郎	委員	原萬次郎	間仁田文吉
委員	高橋廣太郎	委員	高橋幸助	内田三之助
委員	間仁田文吉	會計主任	内田三之助	

社會市場	專務取締役	野々山喜右衛門 <th>取締役員</th> <th>渡邊吉右衛門 <th>監査役員</th> <th>大野善太郎 </th></th>	取締役員	渡邊吉右衛門 <th>監査役員</th> <th>大野善太郎 </th>	監査役員	大野善太郎
同	同	小山文造	同	對崎長太郎	同	松本源之丞
同	同	菅間正作	同	喜多欽一郎	同	

【織物市場の發展】 川越織物市場は開業日尙ほ淺さも着々設備の安全を謀り市場開始と共に川越稅務署に請願して出張所を構内に設け市日毎に稅務官吏同所に出張して納稅上の便宜を謀り爾來每市の納稅額は平均千圓以上に上れり而して一方織物市場會社に於ては市場組合の依頼を受けて納稅の代辨を爲すこととなり爲めに從來の拂込金二萬五千圓のみにては不足を告ぐるに至りたるより四十四年二月中更に一株に付五圓即ち總計一萬圓を拂込ましめ拂込額を三萬五千圓とせり

【織物品評會の開設】 川越織物市場組合は獨り市場開始に満足せず或は川越染織學校に就て圖案を求め或は組合員自から各地に出張して視察を爲す

等銳意製品の改良を謀り益々世上の聲價を博するに至りたるより明治四十四年三月川越染織學校第一回卒業式舉行を機とし同學校長を會長に推し川越商業會議所其他の贊助を得同月二十九日より五日間川越染織學校に於て第一回の織物品評會を開設することとなり今後も時々此種の計畫を爲す等なり

川越織物市場組合同規約

第一章 總 則

- 第一條 本組合ハ川越織物市場組合ト稱ス
- 第二條 本組合ノ事務所ハ川越町大字松郷四百七十一番地ニ置ク
- 第三條 本組合ハ川越織物市場仲買商、埼玉織物同業組合川越區支部所屬機業者及川越織物市場株式會社主ヲ以テ組織ス
- 第四條 本組合ハ川越織物市場ニ關スル利害得失ヲ講究シ織物取引ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第五條 川越織物市場ノ建物ハ川越織物市場株式會社ヨリ借入レ其賃借料ハ市場仲買商ニ於テ之ヲ負擔ス

第二章 市場仲買商

- 第六條 川越織物市場仲買商タラント欲スルモノハ其旨織物市場組合委員長ニ申出ツヘシ

組合委員長ハ役員會ノ決議ヲ經テ加入ヲ許否スルモノトス

第七條 市場仲買商加入ノ許諾ヲ得タルトキハ加入金五拾圓ヲ川越織物市場組合事務所ニ供託スヘシ

第八條 市場仲買商廢業セントスハトキハ其旨書面ヲ以テ織物市場組合委員長ニ申出ツヘシ
前項ノ場合ニ於テハ加入金ハ當該仲買商ニ還付ス但シ既納ノ經費ハ之ヲ還付セス

第三章 賣買取引

第九條 川越織物市場仲買商及埼玉織物同業組合川越區支部所屬機業者ハ特別ノ事情アル織物ヲ除クノ外織物市場以外ニ於テ賣買取引スルコトヲ得ス

前項機業者以外ノ者ハ本規約ニ準據シ織物市場ニ出荷販賣スルコトヲ妨ケス

第十條 前條第一項ニ依リ織物市場以外ニ於テ賣買取引セントスルモノハ豫メ織物ノ種類及賣買取引場所ヲ組合委員長ニ届出テ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第十一條 組合委員長ノ承認ヲ經テ市場仲買商ノ店舗ニ於テ賣買取引スルモノハ市場内ニ於ケル賣買取引ト看做ス

第十二條 織物市場ニ於ケル賣買取引ハ總テ現品取引トス

第十三條 市場仲買商ハ一市間ニ買入レタル織物ノ種類數量及價額ヲ明記シ次市迄ニ市場組合事務所ニ届出ツヘシ埼玉織物同業組合川越區支部所屬機業者カ市場以外 於テ販賣シタル織物ニ就テモ亦同シ

第十四條 織物市場仲買商ノ仲買口錢ハ取引金高百圓ニ付一圓五十錢トシ仕入客人ヨリ之ヲ徴收ス
前項ノ口錢ハ川越織物市場仲買商及埼玉織物同業組合川越區支部所屬機業者ノ協議ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ得

第十五條 疵、汚染、短尺、缺巾其他粗製濫造ノ品物ハ賣買取引スルコトヲ得ス但シ其實質ヲ表示シテ賣買取引スルモノハ此限ニアラス

第四章 市日及開市時間

第十六條 織物市場ノ開市ハ毎月六回五、十ノ日ト定ム但シ二月最終ノ市日ニ限リ特ニ三月一日ニ繰下クルモノトス

第十七條 開市時間ハ毎市午前八時ヨリ午後二時限トス但シ取引ノ繁閑ニ依リ組合委員長ノ意見ヲ

以テ之ヲ伸縮スルコトアルヘシ

五四

第五章 市場鑑札

第十八條 織物市場ニ於テ賣買取引ニ從事スルモノハ必ラス川越織物市場株式會社ニ於テ發行セル

市場鑑札ヲ携帯スヘシ

前項ノ鑑札ヲ携帯セサルモノハ開市中市場ニ出入スルコトヲ許サス但シ市場組合事務所ニ於テ證

明シタルモノハ此限ニアラス

第十九條 市場仲買商ハ自己ノ店舗ニ於テモ市場鑑札ヲ携帯セサルモノヨリ織物ヲ買入ル、コトヲ

得ス

第二十條 市場鑑札料ハ川越織物市場株式會社ニ於テ之ヲ定メ市場組合委員長ノ承認ヲ經テ之ヲ徵

收スルモノトス但シ仕入客人ニ交付スヘキ鑑札ハ無料トス

第二十一條 市場鑑札ノ有効期間ハ滿一ケ年トス

第二十二條 市場鑑札ハ賣買貸借又ハ贈與ヲ許サス

前項ノ事實ヲ發見シタルトキハ其鑑札ハ直チニ之ヲ沒收スヘシ

第二十三條 市場仲買商ニシテ廢業ナルトキハ當該仲買商及其從業者ノ所有セル市場鑑札ハ即時之

ヲ還付スヘシ

第二十四條 紛失其他ノ理由ニ依リ市場鑑札ノ再渡ヲ求ムルモノハ更ニ鑑札料ヲ納付スヘシ

第六章 役員

第二十五條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

委員長 一名

副委員長 一名

委員 十三名

第二十六條 役員ハ組合會議ニ於テ選舉シ其中ヨリ委員長及副委員長ヲ互選ス

第二十七條 役員ハ名譽職トシ其任期ハ滿二ケ年トス

第二十八條 役員ニ缺員ヲ生ジタルトキハ補缺選舉ヲ行フ但補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十九條 委員長ハ本組合一切ノ事務ヲ統轄シ本組合ヲ代表ス

副委員長ハ委員長ヲ補佐シ委員長事故アルトキハ之ヲ代理ス

五五

委員ハ役員會ニ於テ本組合ノ常務ヲ評議ス

第三十條 役員中ヨリ會計主任二名ヲ互選シ本組合ノ會計事務ヲ擔當セシム

第三十一條 委員長ハ役員會ノ決議ヲ經テ有給書記及市場監守人等ヲ雇使スルコトヲ得

第七章 組合會議

第三十二條 組合會議ハ通常臨時ノ二種ニ分ツ

通常會ハ毎年一月開會シ臨時會ハ其必要生シタルトキ開會ス

第三十三條 組合會議開會ノ場合ハ川越織物市場仲買商ニ在リテハ其全員ヲ議員トシ埼玉織物同業組合川越區支部所屬機業者ニ在リテハ市場仲買商ト同數ノ議員ヲ選出シ川越織物市場株式會社株主ニ在リテハ重役一同ヲ代表者トシテ出席セシムルモノトス

第三十四條 組合會議ハ過半数ノ出席ヲ以テ成立シ決議ハ出席員過半数ノ同意ヲ以テ成立ス

第三十五條 組合會議ノ議長ハ組合委員長之ニ任ス委員長事故アルトキハ副委員長之ヲ代理シ委員長共ニ事故アルトキハ委員ノ一人之ヲ代理ス

第八章 會計

第三十六條 本組合ノ會計年度ハ毎年一月ニ始マリ十二月ニ終ルモノトス

第三十七條 本組合ノ會計ハ毎年一月ノ通常會ニ於テ前年ノ決算ヲ報告シ當年ノ豫算ヲ議定スルモノトス

第三十八條 本組合ノ經費ハ川越織物市場仲買商及埼玉織物同業組合川越區支部所屬機業者兩團體ニ於テ平等ニ之ヲ負擔ス但シ各團體ニ於ケル經費割當方法ハ其團體ノ隨意トス

第三十九條 前條割當ノ經費ハ市場組合事務所指定ノ期日ニ之ヲ納付スヘシ

第九章 違約處分

第四十條 本規約ノ各條項ニ違背シタルモノハ違約者トシテ處分シ事情ニ依リ違約處分ノ理由、住所及氏名ヲ織物市場ニ揭示シ且ツ其賣買取引ヲ拒絕スルコトアルヘシ

第四十一條 第九條及第十條ノ規定ニ違背シタルモノハ一圓以上二十圓以下ノ過怠金ニ處ス

第四十二條 第十三條、第十五條及第十九條ノ規定ニ違背シタルモノハ三十圓以上十圓以下ノ過怠

金ニ處ス

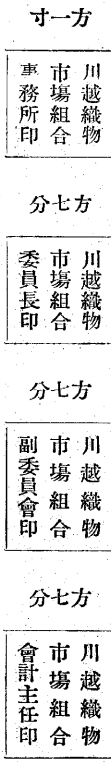
第四十三條 經費又ハ過意金ヲ納入セサルトキハ加入金ヨリ差引キ不足アルトキハ之ヲ追徴ス

第四十四條 違約處分ニ隨伴スル經費ハ違約者ヨリ徴收ス

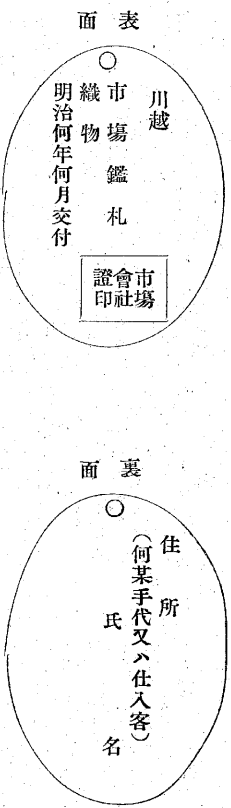
第四十五條 違約處分ハ役員會ノ決議ニ依リ組合委員長之ヲ執行ス

第十章 雜 則

第四十六條 本組合ニ於テ使用スル印章雜形左ノ如シ



第四十七條 市場鑑札雜形左ノ如シ



第四十八條 本組合員各自ノ間又ハ本組合ト川越織物市場株式會社トノ間ニ意見ノ一致ヲ缺キタル

トキハ川越商業會議所ノ裁斷ヲ仰クモノトス

附 則

第四十九條 織物市場開始ノ際ニ加入セル仲買商ニ對シテハ特ニ加入金ヲ免除ス

第五十條 織物市場開始後當分ノ間市場鑑札ハ總テ無料トス

川越特設電話架設沿革

六〇

最近電話通信の普及は著しき事實にして本町人民も夙に其開始を希望しつゝありし際偶々明治三十六年の夏に當り川口、浦和、八王子等附近市街地に電話所設置の舉ありしかば川越商業會議所に於ては七月三十一日臨時總會を開き一躍官設電話交換開始要望の議を決し翌八月四日付を以て之を逡信大臣に建議せり是れ實に本町電話架設問題の嚆矢となす

明治三十七年三月四日逡信省告示第五百四十四號を以て本町に川越電話所を設置せられ翌五日より東京、横濱、川口、浦和、熊谷、高崎、前橋、八王子等の間に電話通信を開始せられたるは人民希望の一部を達したるものにして一同の大に便利としたる所なり然れども本町人民の希望は最初より電話交換開始に在りしを以て單に電話所の設置に満足すること能はず且つ官設電話に依らざるも特設電話架設の便法あるを聞知したるを以て斷然此便法に依ることに決し當時日露戰爭中にて國費多端の際なるにも拘らず進んで架設希望者を募集したるに直に三十名に達したるを以て同年十月一日成規の手續を経て之が願書を提出し之と同時に川越商業會議所は同月五日付を以て更に特設電話架設の儀を逡信大臣に建議せり

然るに爾後容易に許可の模様なきのみならず當時政府は官設電話の架設に急にして特設電話は成るべく之を許可せられざるやの風聞あり斯くては容易に本町人民の希望を達し難きのみならず電話通信の普及上不利甚しきを以て川越商業會議所代表委員は明治三十八年十月東京に開會せる第十四回全國商業會議所聯合會に臨み極力官設電話の増設と共に特設電話擴張の必要を説き其決議を経て當局者に建議する所あり越えて明治三十九年四月宇都宮に開會せる第一回關東商業會議所聯合會には同會議所の提案として再び本件を提出し其決議を経て同じく當局者に建議する所ありたり

斯くて明治四十年に入るや政府は漸く特設電話擴張の方針を取らるゝに至り川越郵便局を経て本町電話加入者豫定數を諮問せられたるを以て川越商業會議所に於ては改めて加入希望者を募集し其數五十名に達したるより同年六月二十三日付を以て至急特設電話架設の儀を東京郵便局長に申請し越えて七月二十五日局内設備の費用として金七百餘圓獻納の儀を逡信大臣に出願せり其結果政府は十月一日逡信省告示第六百二號を以て同月五日より愈々川越特設電話申込受理の件を發表せられ越えて同月七日局内設備費獻納の儀を聽許せられたるを以て川越商業會議所に於ては取敢へず架設費豫納金として金貳拾圓を各加入者より徴收し更に同月十八日加入者の總會を催し申合規約を定め其中に架設費拂込の期日及其他の事項を掲げ架設事務終了までは總て右の規約に依りて處理することゝ

六一

し同月二十三日より翌四十一年一月九日までに前後數回に分ちて都合九十七名の加入申請書を東京郵便局に提出し右にて申込を締切り其認可を得るや直ちに一月二十三日付を以て特設電話工事に關する設計及物品買入等一切の件を東京郵便局長に依託せり是に於て東京郵局長は直ちに設計及工事に着手せられ三月下旬工事全く竣成し同月三十一日逓信省告示第九十九號を以て四月一日より愈々電話交換事務を開始せらるゝこととなり茲に多年の希望を達したるを以て加入者一同申合の上埼玉縣知事、東京郵便局長等の臨場を請ひ翌五月一日南町山家庭園に於て盛大なる開通式を舉行せり而して川越商業會議所に於ては爾後直ちに架設費用の決算に着手し七月中旬に至りて全く之を結了し即ち局内設備費獻納金、電柱買入代、東京郵便局委託工事費、川越電氣鐵道株式會社所屬電柱移轉費及電話開通式に關する費用等を併せて加入者一名に付大約百拾五圓餘に上りしを以て加入者は都合百拾五圓五拾錢を徴收し殘金貳拾餘圓は之を第二回特設電話架設費の中へ繰越すこととし七月二十日付を以て加入者一同に之を報告せり

第一回架設工事に着手するや之が加入に漏れたる者は早くも第二回架設を希望し殊に其交換事務の開始せらるゝや加入希望者益々増加し來りしを以て川越商業會議所に於ては更に第二回架設を其筋に申請することに決し明治四十一年七月一日新加入者の總會を開き其申合規約を定め架設費として

第一回加入者と同じく一名付に百拾五圓五拾錢を徴收することとし同時に新舊加入者全體の總會を催じ總代委任規程を定め架設後に於ける一切の事務は之を川越商業會議所に委任するとせり而して川越商業會議所に於ては其後七月二十日付を以て取敢へず第二回架設費第一回拂込金として金貳拾圓を各加入者より徴收し越えて八月十日付を以て局内設備費六百餘圓獻納の儀を逓信大臣に出願し次で同月二十二日付を以て加入者總計八十二名の加入申請書を東京郵便局に提出し同時に第二回以後に於ける費用拂込の期日を定め同月二十六日付を以て之を各加入者に通知せり但し川越警察署に於ける電話の設備は本町の治安上最も必要の事項なるを以て加入者全體より架設費を寄附することとなり又川越染織學校の電話架設費も別に染織業に關係ある一部加入者より之を寄附することになり斯くて局内設備費獻納の儀は九月三日付を以て聽許せられ次で加入申請の件も同月三十日付を以て認可せられしかば川越商業會議所に於ては十一月十一日付を以て第一回架設の場合と同じく工事其他一切の件を東京郵便局長に委託せり是に於て東京郵便局長は十二月上旬を以て工事に着手せられ爾來擔任技手の熱心なる盡力に依り終に年内に於て工事を完成し同月三十日より愈々電話交換事務を開始せらるゝこととなり翌四十二年二月二十日川越會館に於て之が開通祝賀會を開きたり而して川越商業會議所に於ては同年六月下旬を以て架設費用の決算を了り同月三十日付を以て之を加入者

一向に報告すると同時に殘額金千五百十餘圓は申合規約に依り之を積立金となし爾後本町通信機關の擴張若くは不時の費用に充當することとせり

然るに川越郵便局舎は從來既に狹隘に失し事務取扱上不便尠からざりしに第一回及第二回特設電話の架設に依りて愈々狹隘を感じ此上電話架設の希望者あるも到底増設の餘地なく且つ特設電話架設以來東京、横濱兩市を始め其他各方面との通話漸く頻繁となり從來の始く電信線併用の方法を以てしては到底一般の需要に應ずること能はざるの状況となりたるより當局者に於ても此等通信機關の改良及擴張に付種々懇談せらるゝ所あり而して電話加入者に於ても亦日常此等の事實を認め居たるを以て明治四十二年十二月八日加入者全體の總會を開き其決議を以て從來の積立金中より金一千圓を提供することとなり斯くて東京、川越間の電話専用線は當局者の異常な配慮に依り明治四十三年一月を以て開通し又川越郵便局舎は二三有力者の盡力に依り本町の中心にして交通最も便利なる志義町の一角に新築せられ同年六月一日を以て新局舎に移轉せり

郵便局舎の新築は電話の増設を許すこととなりしに付川越商業會議所に於ては更に第三回電話加入者の募集に着し明治四十三年四月六日新加入者の總會を開き其申合規約を定め同月より架設費の分割拂込を開始し次て五月三十一日付及七月七日付の二回に分ち加入者總計六十二名の加入申請書を

其筋に提出したるに九月二十七日付を以て之を認可せられ越えて十月四日付を以て更に局内設備費八百餘圓及工夫給料并旅費六百餘圓(從來架設費中に包含せられたるもの)獻納の儀を出願したるに同月十二日付を以て之を聽許せられしかは川越商業會議所に於ては前例に準し工事其他一切の件を東京遞信管理局に委託し遞信管理局に於ては十一月下旬を以て工事に着せられ翌十二月下旬を以て之を完成し同月二十六日より愈々交換事務を開始せらるゝこととなり而して當初よりの架設電話は郵便局所屬の分四口及第二回架設以後特別の事情に依り中途に於て臨時に架設したるもの三口を合せ總計二百四十八口に及べり

此の如く川越特設電話加入者は今や相應の多數に上り且つ其通話區域も非常に擴張せられたるを以て從來の申合規約及總代委任規程は多少事情に適合せざることとなり加ふるに架設の都度申合規約を定むるは實際其繁に堪へざるを以て明治四十四年二月十二日特加入者總會を開き從來の申合規約及總代委任規程を廢し新に永久に渉るべき申合規約を議定したり次に掲載せる申合規約即ち是なり而して第三回架設費用は尙ほ精算中に屬すと雖も固より多少の剩餘を生ずべき見込にて此剩餘金は從前の積立金と合し今後本町通信機關の擴張若くは不時の費用に充當する筈なり茲に川越商工案内の編纂に際し聊か其梗概を叙して沿革を知るの便に供すと云爾

川越特設電話加入者申合規約

川越特設電話加入者ハ加入者相互ノ利益ヲ保護シ且ツ當町全般ノ福利ヲ増進センカ爲メ申合規約ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一條 特設電話加入者ハ川越商業會議所ヲ以テ總代トナシ特設電話ノ架設及維持ニ關スル一切ノ事務ヲ委任スルモノトス

第二條 特設電話加入者ヨリ所轄官廳ニ提出スル申請書及其他ノ書類ハ總代ヲ經由スベキモノトス

第三條 特設電話ノ架設費用ハ線路ノ長短ニ拘ラス同時ニ電話ヲ架設スル各加入者ニ於テ平等均一ニ之ヲ負擔スルモノトス

川越町以外ニ於ケル各加入者ハ自店ヨリ川越町ニ於ケル最近距離ノ加入者ニ至ル間ノ線路架設費用ヲ別ニ負擔スヘシ

共同線加入及連接加入ノ爲メニ特ニ要スル架設費用ハ當該加入者ニ於テ別ニ之ヲ負擔スヘシ
第四條 特設電話ニ加入セントスルモノハ電話架設ノ費用トシテ第一回特設電話加入者ト同一ノ金

額ヲ總代ニ拂込ムモノトス但シ拂込ノ時期及方法ハ總代ニ於テ適宜之ヲ定ムヘシ

前項ノ拂込金ニシテ實際ノ費用ニ超過スル時ハ其超過額ハ之ヲ積立金トナシ不足ヲ生スル時ハ之ヲ追徴スルモノトス

川越町ニ於ケル線路架設費用並ニ共同線加入及連接加入ノ爲メニ特ニ要スル架設費用ハ總テ實費ニ依リ總代ニ於テ別ニ之ヲ徵收ス但シ同一距離ノ加入者ニシテ既設ノ電柱ヲ使用スル爲メ從前ノ加入者ヨリ架設費用ノ減少スル場合ハ從前ノ加入者ト同一ノ金額ヲ徵收シ其剩餘金ハ積立金ニ繰入ル、モノトス

積立金ハ後日當町通信機關ノ擴張若クハ不時ノ費用ニ充當スルモノトス

第五條 特設電話ノ線路維持料ハ川越町全體及仙波村大字大仙波新田、同大仙波、同岸並ニ高階村大字砂新田、同砂、同上新河岸、同下新河岸、同扇河岸ニ於ケル加入者ニ限リ線路ノ長短ニ拘ラス平等均一ニ之ヲ負擔スルモノトス

前項區域外ニ於ケル各加入者ハ自店ヨリ區域内ニ於ケル最近距離ノ加入者ニ至ル間ノ線路維持料ヲ別ニ負擔スヘシ但シ南古谷村大字古市場及福岡村大字福岡ニ於ケル現在加入者ノ電話線路ハ高階村大字上新河岸及同下新河岸ヲ經由スルモノトシテ維持料ヲ算出ス

共同線加入及連接加入ノ爲メニ要スル線路維持料ハ當該加入者ニ於テ別ニ之ヲ負擔スヘシ

第六條 總代カ所轄官廳ノ納入告知書ヲ受取りタル時ハ電話線路ノ維持料ニ就テハ各加入者ニ平分シ電話機其他附屬品ノ維持料ニ就テハ各加入者毎ニ仕譯ヲ爲シ交換料ト共ニ拂込ノ期日及場所ヲ定メテ之ヲ加入者ニ通知スヘシ

川越町以外ニ於ケル線路維持料并ニ共同線加入及連接加入ノ爲メニ特ニ要スル維持料ハ總代ヨリ別ニ之ヲ通知スヘシ

第七條 加入者指定ノ期日ニ架設費、交換料、維持料其他加入者ノ支拂フヘキ費用ノ拂込ヲ爲サ、ル時ハ總代ハ直チニ之ヲ所轄官廳ニ申告シ其處分ヲ求ムヘシ此場合ニ於テ加入ノ取消又ハ除名ノ分ヲ受ケルコトアルモ加入者ハ總代ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第八條 架設費、交換料、維持料及其他ノ費用納付若クハ支出上一時現金ノ不足ヲ生スル時ハ借入金ヲナスコトアルヘシ

第九條 加入金ノ利息及事務取扱ノ手数料ハ他ノ費用ト共ニ加入者ヨリ之ヲ徵收ス但シ手数料ハ實費ヲ標準トシ總代ニ於テ適宜ニ之ヲ定ムヘシ

第十條 特設電話加入申込ノ順序ハ架設ノ都度抽籤ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス

第十一條 特設電話架設ノ用ハ他ノ費用ト區別シ架設事務終了ト共ニ遲滞ナク收支ノ明細書ヲ調製

シテ之ヲ加入者ニ報告スヘシ

第十二條 本規約ハ従前ノ加入者申合規約及總代委任規程ニ代ハルモノトス

第十三條 新ニ又ハ名義變更ニ依リテ特設電話ニ加入スルモノハ本規約ニ異議ナキ旨ヲ表スル爲メ

加入者氏名ノ末尾ニ順次記名調印スルモノトス

右之通相違無之候也

明治四十四年二月十二日

川越特設電話通話區域及料金表

七〇

飯豐入所大熊鴻粕岩川浦大横東	通話區域
開宮 能岡川澤郷谷集壁槻口和宮濱京	電話料
	呼出料
甲入大世中板王古足前高 田 王 府子森谷野橋子河利橋崎	電話料
	呼出料

川越所在官公署及學校名

番電 號話	名	稱	位 置	番電 號話	名	稱	位 置
二二八	川越郡	役務所	郭町	一〇〇	川越商業會議所	會館	郭町
二二九	川越區	稅務署	宮下町	一一八	川越郡公會所	會館	全
二〇〇	川越警	察分署	江戸町	二〇六	東京興信所川越派出所	全	全
二二三	浦和監獄	川越分監	脇田西町	二〇六	縣立川越染織學校	學校	連雀町
二二二	川越町	役場	郭町	二〇六	縣立川越中學校	學校	小仙波
二六〇	川越郵便局		志義町	二〇六	縣立川越高等女學校	學校	中原町
二二一	高澤町郵便局		高澤町	二〇六	川越尋常高等小學校	學校	郭町
二三八	埼玉縣川越警備隊防務所		本高澤町	二〇六	川越尋常小學校	學校	全
				二〇六	川越南尋常小學校	學校	中原町

七一

川越商工人名録

附電話加入者氏名

本人名録は川越商業會議所議員選舉權者又は之に準すべきものを網羅し之に附するに商工業者以外電話加入者氏名を以てし一は以て商工人名を知り一は以て電話番號を知るの便に供す

商號又ハ業體	電話番號	氏名又ハ名稱	位置	商號又ハ業體	電話番號	氏名又ハ名稱	位置
○銀行、會社							
銀行業	八〇	株式第八十五銀行	南町	鐵道業	一六九	川越鐵道株式會社	橘町
全		川越貯蓄銀行	全	電燈業	七〇	川越鐵道株式會社	新田町
全		川越商業銀行	多賀町	貸附業	三三三	川越鐵道株式會社	堅久保町
全		川越貯蓄銀行	全	貸附業	一〇	川越市場株式會社	連雀町
貸附業	二六二	渡邊合名會社	志義町	倉庫業		合資會社高山商店	南町
				織物販賣		川越精米株式會社	連雀町
				米麥精白		株式會社國定	南町
				教科書販賣		教科書販賣所	南町

魚類青物 乾物販賣 荒物販賣				織物				
一七四	合資會社丸三商店	南町	鍛冶町	二一七	今井與助	志義町	山田屋	
二二九	合名會社三善商會	鍛冶町		二二三	井上平兵衛	鍛冶町	山田屋	
				二一九	原田利七	志義町	二二八	間仁田文吉
				一〇六	大野善太郎	上松江町	一四五	小林佐平
				二四一	渡邊吉右衛門卸部	鍛冶町	二四〇	新井庄次郎
				三七	神谷慶次郎	連雀町	七七	淺海傳七
				二二〇	田島德次郎	全	一五三	淺海彌吉
				一〇	高山商店	南町	五八	菅間正作
				二五二	高山仁兵衛	全		
				二〇	高山俊吾	新田町	一一	市川善兵衛

市川屋	吉見屋	仙臺屋	高橋屋	永島屋	吉見屋
二七八	二五	二三八	六九	七一	四三
市川政次郎	原萬次郎	原福太郎	高橋幸助	津ヶ原忠藏	松山百太郎
連雀町	松江町	全	六軒町	仙波村岸	六軒町
二四六	三九	五七	二四七	一〇四	二五二
宮岡瀧藏	森田鐵五郎	森田直吉	石森鐵五郎	萩原源太郎	岡野長太郎
仙波村岸	松江町	連雀町	江戸町	境	小仙波

七四

山崎屋	備前屋	澤田工場	大阪屋	備前屋	吉田屋	山桑	島村屋
一七〇	一八	二〇八	一四二	二〇八	二四五	二四五	二四五
窪田丑松	山崎三之助	近藤幸次郎	岸ナ鍋吉	栗原慶藏	齋藤佐兵衛	齋藤佐兵衛	根岸與惣次
坂下町	久保町	全	小仙波	江戸町	全	上松江町	六軒町
六五	四七	六四	一三	一五	七	七	七
利根川筆吉	忽滑谷善治	岡野梅吉	大川喜兵衛	綿貫定吉	高田久兵衛	高田久兵衛	石川幾太郎
多賀町	六軒町	全	南	多賀町	全	多賀町	北久保町

七五

○糸 繭

○織物仕上

○吳服太物

○製 糸

○染 色

○洋物

山田屋	二四一	渡邊吉右衛門	鍛冶町	新井利三郎	上松江町
近江屋	二五六	齋藤久右衛門	全	梶田新藏	全
深江屋	三〇五	小谷野宇之助	全	福田真藏	南
松田屋	三〇五	松村定兵衛	志義町	鴨田屋	久保町
田丸屋	三二一	田島留吉	全	洋物店	南
岩崎育太郎	三二一	岩崎育太郎	南		

○西洋洗濯

坂本屋	二七五	關谷治平	南	啓蒙堂	岡部幾三郎	鍛冶町
近龜	三三	松崎幸太郎	鍛冶町	福田屋	福田利右衛門	久保町
萬屋	一四〇	八木常吉	多賀町	啓蒙堂	岡部幾三郎	鍛冶町
可兒屋	一五一	可兒時定	本	福田屋	福田利右衛門	久保町

○自轉車

榎屋	一五九	大野榮太郎	松江町	山田屋	服部新助	南
	二六五	横山長太郎	全	全出張店	矢島利三郎	境
	五九	櫻井半造	鍛冶町	全	松崎利平	鍛冶町
				野々山喜右衛門	喜多町	喜多町
				猪鼻町	喜多町	喜多町

○書籍、文具

岸藥局	八木屋	九鈴木傳吉	連雀町	明文章	菅間定治郎	全
謙受堂	二二六	吉田關太郎	連雀町	菅間定治郎	菅間定治郎	全
福田屋	三三	福田利右衛門	久保町	菅間定治郎	菅間定治郎	全
				國定教科書販賣所	國定教科書販賣所	南

○紙、文具

山田屋	一一三	大辻友太郎	鍛冶町	山田屋	大畑宗五郎	南
田中屋	一四七	竹内和太郎	高澤町	大野屋	竹内福太郎	志義町
大野屋	一四七	竹内福太郎	志義町	大野屋	竹内福太郎	志義町

龜屋 四六 山崎覺太郎 志義町
 三河屋 山崎八十吉 鍛冶町
 深屋 二二八 小谷野善太郎 南町

○新聞雜誌

二〇一 山田 利助 新田町

○寫真

那真館 三三二 仲 要次郎 江戸町

○印刷

進愛舎 三三〇 西田幸太郎 本町

○印版彫刻

萬古堂 一三五 岡野 米吉 多賀町

○穀問屋

石川今次郎 志義町
 原澤 林造 喜多町
 長谷川 新右衛門 志義町
 橋本 米作 全
 橋本 米作 全
 戸井田 全
 大木彌兵衛 高澤町
 小島金兵衛 志義町
 小澤民次郎 全
 金子登良吉 喜多町
 中島半五郎 上松江町
 小谷野喜平治 志義町

龜屋 四一 小谷野熊太郎 志義町
 小山屋 荒木 荒 喜多町
 奈良屋 水村 益三 全
 水村 庄吉 志義町
 小川屋 島田 志義町

○米穀

鶴屋 石川 宗平 志義町
 笹屋 原澤 寅吉 喜多町
 足立屋 原田 勝藏 上松江町
 西川 卯八 通 町
 小野野 豐吉 多賀町
 米田 米吉 上松江町
 駿河屋 二四三 橫溝 留吉 石原町

長島 榮助 六軒町
 矢島幸次郎 高澤町
 山田 磯吉 江戸町
 丸田健次郎 松江町
 藤井仁次郎 六軒町
 小島 辨藏 全
 荒畑藤右衛門 連雀町
 新井八五郎 上松江町
 齋藤 民造 志義町
 齋藤 常吉 全
 齋藤竹太郎 石原町
 木村猪之助 連雀町
 柴田善兵衛 江戸町
 持木兵三郎 志義町

足立屋
杉田屋

須賀兼吉
猪鼻町
筋野三代吉
上松江町

○水車

三〇六 渡邊政方 石原町

六七 喜多欽一郎 喜多町

一七五 水口忠右衛門 宮元町

○肥料

四 伊藤長三郎 高澤町

三〇〇 池田米吉 喜多町

五四 林友平 猪鼻町

小川屋
池田屋
木屋
麻屋

西川庄九郎 志義町

中龜商店
田中屋
田中屋
萬屋
四少屋
横田屋
吉見屋
今福屋
麻屋

一〇八 星野治郎吉 松江町

一五〇 星野仙藏 福岡村

七四 横關幸三郎 志多町

二六〇 全支店 六軒町

田中幸助 喜多町

田中定吉 石原町

中村龜太郎 志義町

中里長次郎 高澤町

中澤鎌次郎 六軒町

山田九兵衛 喜多町

矢部仲右衛門 連雀町

綾部利右衛門 喜多町

麻屋
森田屋
山田屋

綾部藤四郎 喜多町
荒畑留五郎 橋町
佐々木文平 新田町
森田佐兵衛 志義町

○油

四 伊藤長三郎 高澤町

三〇〇 池田米吉 喜多町

一〇八 西川庄九郎 全志義町

一〇八 星野治郎吉 松江町

七四 片岡鴻次郎 志多町

田中幸助 喜多町

小川屋
池田屋
鶴屋
麻屋

田中屋
田中屋
山崎屋
增田屋
麻屋
森田屋
藤屋

田中定吉 石原町

山崎清助 新田町

增田喜十郎 六軒町

綾部利右衛門 喜多町

荒畑留五郎 橋町

齋藤民藏 志義町

森田佐兵衛 全

伊藤長三郎 高澤町

林友平 猪鼻町

星野治郎吉 松江町

田中屋

片岡鴻次郎 志多町

小川屋

横關幸三郎 志多町

○鹽

四 伊藤長三郎 高澤町

一〇八 星野治郎吉 松江町

七四 片岡鴻次郎 志多町

田中幸助 喜多町

田中定吉 石原町

中村龜太郎 志義町

中里長次郎 高澤町

中澤鎌次郎 六軒町

山田九兵衛 喜多町

矢部仲右衛門 連雀町

綾部利右衛門 喜多町

山田屋	橋屋	小川屋	釜屋	森田屋	麻屋	松崎屋	萬屋	横田屋	田中屋	田中屋
一六八	四	四	一四	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
服部松五郎	飯野愛吉	伊藤長三郎	森田芳次郎	荒畑留五郎	綾部利右衛門	松崎徳次郎	中村力藏	中澤鎌次郎	田中定吉	田中幸助
南町	志多町	高澤町	高澤町	橋町	喜多町	志義町	高澤町	六軒町	石原町	喜多町
清洋堂	橘屋	橘屋	松崎屋	松崎屋	松崎屋	松崎屋	吉見屋	大野屋	大野屋	大野屋
二四八	二六八	二六八	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九
濱中喜三郎	長谷川才五郎	飯野愛吉	小島兼吉	松崎助二郎	松崎徳次郎	山田九兵衛	竹内和太郎	横關幸三郎	長谷川才五郎	長谷川才五郎
南町	上松江町	志多町	志多町	連雀町	志義町	喜多町	志義町	志多町	上松江町	上松江町

美濃屋	龜屋	正木屋	市野屋	四ッ橋	松本屋	龜屋	小松屋	福呂屋	小松屋
一五四	六八	四六	一三	一三	四五	四五	二五一	二五一	二六六
草	峰岸	山崎覺太郎	大川喜兵衛	大川喜兵衛	山崎嘉七	柳澤孫藏	高柳らく	仁村福三郎	仁村福三郎
	福造	勝治	志義町	志義町	高澤町	志義町	多賀町	鍛冶町	鍛冶町
	松江町	多賀町	南町	南町	全	全	全	全	全
	谷屋	近江屋	伊勢源	伊勢源	小商店	萬文	增田屋	謙受堂	田中屋
	二九	二九	五〇	五〇	二四四	五	二二六	二二六	二二六
	神山幾之助	岡常吉	畑尾鏡四郎	畑尾鏡四郎	小山久造	小山文造	吉田喜太郎	吉田關太郎	大畑宗五郎
	宮元町	南町	猪鼻町	猪鼻町	志義町	南町	連雀町	連雀町	全

勢ノ酒店	一六〇	笠原鼎太郎	本町
熊野屋	五三	瀧島重藏	南町
島屋		黒崎榮助	神明町
和泉屋	四九	小田喜左衛門	南町
木村屋	一九	木下藤次郎	高澤町
野村屋		岸仲次郎	石原町
日野屋	二五〇	島崎仙右衛門	連雀町
○清酒醸造			
榊屋	一一三	竹内榮吉	新田町
日野屋	一三三	名坂喜兵衛	志多町
○焼酎醸造			
谷屋		神山幾之助	宮元町
麻屋		西川庄九郎	志義町
水村	二七三	矢島幸次郎	高澤町
	七九	水村益三	喜多町
○味噌			
田中屋	一六〇	笠原鼎太郎	本町
麻屋		西川庄九郎	志義町
釜屋	一四	森田芳次郎	高澤町
横田屋	一三四	橋本三九郎	南古谷村
		松本新次郎	志義町
○醬油醸造			

横田屋	二九	岡常吉	南町
近江屋	四九	小田喜左衛門	全
和泉屋	二七三	矢島幸次郎	高澤町
藤屋	二〇四	齋藤民造	志義町
水村	七九	水村益三	喜多町
釜屋	一四	森田芳次郎	高澤町
○製麵			
高麗屋		石山豊次郎	六軒町
市野屋		市ノ川彦三郎	松江町
○豆腐			
萬屋	一四四	相原芳太郎	高澤町
八百屋		新井源藏	志多町
○青物仲立			
伊勢屋		田中市右衛門	連雀町
中田屋	二六	落合長吉	南町
	二七	落合豊吉	六軒町
	一七四	丸三商店	南町
	五五	松本伊助	喜多町
○青物、乾物			
	一七四	丸三商店	南町
		小島兼吉	志多町
		相原芳太郎	高澤町
		新井源藏	志多町
○魚類、乾物			
○鳥肉、雞卵			

經屋 小牧九兵衛 本町

○牛乳

阿部朔次郎 清水町
栗原源作 連雀町

○凍水

猪鼻 長吉 喜多町

○陶器

川島屋 猪鼻 長吉 喜多町
近江屋 二一七 神島瀧藏 南町
下野屋 二六四 山本多吉 高澤町
柏屋 一七一 佐久間辰五郎 連雀町
釜屋 北野かね 鍛冶町

○鑄物

鍋屋 三三 川五郎右衛門 神明町
鍋屋 矢澤四郎右衛門 全

○金物

鐵屋 三〇一 星野德兵衛 石原町
町屋 一三二 荻野德兵衛 鍛冶町
大和屋 一三七 加藤榮三郎 連雀町
釘屋 永倉秀之助 松江町
麻屋 綾部喜右衛門 南町
○聊筒 宮岡正兵衛 全

○材木

一六二 瀧ノ上忠藏 江戸町
杉澤 柳藏 全

○建築請負

製材所 鈴木權平 六軒町

萬佐 二八 馬場佐助 喜多町
丹波屋 梶田清右衛門 志義町
戸澤屋 一四九 鹿戸彦四郎 松江町
中屋 一一〇 加藤林之助 江戸町

○建築具

丹德 八 鈴木德次郎 六軒町

○製材

晉野屋 三〇四 小峰辨次郎 喜多町
木村 强作 上松江町
八 鈴木德次郎 六軒町

○箆筒

市川 一七六 市ノ川豊作 南町
平橋屋 高橋米吉 志義町
横田屋 松本新次郎 全

柳屋 楮屋 杉田屋

御菩薩ソノ 關根榮吉 筋野三十郎

大和屋 一三七

渡邊政方 加藤榮三郎

○傘、履物

松屋 麻屋

武藤衡器製作所 松村定兵衛

山田屋 小松屋

服部新助 大澤繁藏 高橋米吉

鈴木屋 鈴木春吉

綾部喜右衛門 宮岡正兵衛

山瀬屋 山瀬屋 鈴木屋

高橋米吉 内田善太郎 宮澤福藏

木屋 水村常造

鈴木春吉 久保町

○度量衡器

鐵屋 三〇一 星野德兵衛

篩及旅 矢島彦次郎

新井吉五郎 志義町

耕井屋

新井 佐青 連雀町

○物

○荒

丸麻屋

一三〇 清水友右衛門 高澤町

坂本屋 坂本屋 田中屋

井上彦太郎 鍛冶町

薪炭

石山半次郎 六軒町

神田屋 駿河屋 平沼屋

神田松兵衛 鍛冶町

高麗屋 池田屋

飯野愛吉 志多町

四ッ屋 中里長次郎

高橋米吉 志義町

戸口源五郎 志多町

横溝留吉 石原町

中嶋屋 山崎屋

矢島利三郎 境江町

中里長次郎 連雀町

中澤謙次郎 六軒町

豐田屋

會川房吉 喜多町

吉見屋

山田九兵衛 喜多町

丸 麻 山 豐 麻	山 田 屋	豐 田 屋	橋 屋	豐 田 屋	山 田 屋	小 川 屋	深 屋
一三九	二〇五	一三〇	一六八	一三九	二〇五	四	二二八
綾部藤四郎	會川房吉	清水友右衛門	飯野愛吉	會川房吉	佐々木文平	伊藤長三郎	小谷野善太郎
喜多町	全	高澤町	志多町	喜多町	新田町	高澤町	南町
高麗屋	富士見屋	一六三	麻屋	大和屋	二七三	二二七	二七三
石山半次郎	石川今次郎	印藤元右衛門	岩澤よし	二村合資會社	西川庄九郎	岡部幾三郎	渡邊合名會社
六軒町	志義町	連雀町	相生町	橋町	志義町	南町	志義町

○貸附業

○石炭
コークス

○石
灰

○乘合馬車

○旅人宿

福田利右衛門 久保町
齋藤鐵五郎 高澤町
岸仲次郎 石原町

佐久間 松藏 江戸町

○運送業

丸 全 回 水 運 寺 運 田 回 麻	支 漕 店 運	水 漕 店	運 途 店	運 途 店	回 漕 店	回 漕 店	麻 金 店	福 田 屋
三二	二二九	五一	二六八	三三	二二二	二七〇	二七六	二二三
牛窪久四郎	綾部利右衛門	綾部利右衛門	全	寺田彌平	全	田中良三	吉田金平	大宮運送合資會社
新田町	上河新岸	仙波河新岸	南久保町	全	新田町	江戸町	上河新岸	志義町
川本	小川十	七八市ノ川十次郎	○料理店及見番	佐久間	佐久間	相模屋	今福屋	松村屋
二七九	二七九	二七九	二七九	二七九	二七九	二七九	二七九	二七九
本	本	本	本	本	本	本	本	本

小川屋	三四	小川菊太郎	猪鼻町	谷	幸一〇三	小谷野喜太郎	忠義町
三吉屋	二六四	川田太三郎	全	幸	〇牛肉店		
吉野屋	二〇二	青崎寅之助	本町	〇生蕎麥店			
吾妻屋	二二五	黑崎源藏	全	三吉屋	一六四	川田太三郎	猪鼻町
山屋	四八	松山市五郎	南町	吉野屋	一〇二	吉崎寅之助	本町
谷幸	一〇三	小谷野喜太郎	志義町	〇團子及飲食店			
江島屋	一五五	江島千代吉	宮下町	伊勢清	七三	鈴木清吉	多賀町
初音屋	三六	篠澤菊之助	本町	〇雜			
近喜	二二二	清水喜八	南町	花月	二五七	粕谷兼吉	相生町
見番	二九	江森せん	多賀町	銀行役員	六六	竹谷兼吉	多賀町
吾妻屋	二二五	黑崎源藏	本町				
小川屋	三四	小川菊太郎	猪鼻町				

九四

銀行員	一五八	南波樅三	多賀町	醫	六二	新井秀雄	連雀町
公證人	二五三	鶴岡琢郎	宮下町	全	二六三	赤坂發庵	大工町
代書業	三〇二	佐藤新吾	全	齒科醫	二四二	木村武次郎	堅久保町
醫師	五六	井上馨	相生町	全	三五	目黒寅三郎	多賀町
全	一四八	石井愛次郎	江戶町	醫	二四	斯波至	本町
全	二二九	橋村十海	志義町	全	二四三	森山知春	宮下町
全	一〇五	東郷清美	全	師	一四三	看護婦養成所	高澤町
齒科醫	一七七	小高貞次郎	相生町		二四	埼玉新報支社	宮下町
醫師	一七二	大塚釜衛	通町		三	西村梧樓	南町
全	二七	河内城太郎	多賀町		二〇九	窪田準一郎	新田町
全	七三	田村源次郎	高澤町		六	安齋利兵衛	江戶町
全	一六六	田中正義	鐵砲町		二一五	内川いし	連雀町
全	二五五	山田賢次	高澤町		一七三	本行	久保町
全	二五六	小杉權次郎	鉦打町		二〇三	實淨泰俊	相生町
全	二三六			榮林寺			

九五

川越附近重要物産比較表

(明治四十二年申)

九六

品名	入量	郡價	圓額	琦玉縣量	全額
米	四九六三三	二六〇一七	一、二四九三〇	一一三、二八一	一六、七八七、五七四
大豆	八七四二五〇〇	二六〇一七	二、四一、五三五	一、四〇〇、四六一	七、七五七、五三五
甘藷	六八四八八五〇〇	三〇〇九二〇	二〇九、九四〇〇	二、四三三、〇三三	二、八七二、三〇八
茶葉	一三〇九二〇〇	三、四二〇八一	二、二七三、三三五	三、七三一、〇一〇	一九、一七七、七七〇
桑葉	四二〇八一	二、四七五三九	二、二七三、三三五	三、四一四、四九九	四、六九三、八七七
繭	二四七五三九	一、四〇九七〇	二、四〇九、九七〇	一、四〇九、九五九	三、六三三、五七九
生絲	四二〇八一	三、四二〇八一	一、三三〇、九七〇	一、三三〇、九七〇	八、六三三、三三一
繭織物	三六六〇五八	一、一四九、六四二	五〇、一四〇	一、二四六、四九二	五〇、五七三
絹織物	九五〇、二四三	一、三五六、五六八	一、二四九、六四二	一、二三〇、三三七	四、一五三、九〇四
綿織物	一、五八五、三四三	一、四八一、七七六	一、三五六、五六八	一、一三〇、三三七	一、五九七、〇三八
木綿織物	一、四九五、八七〇	四八八、六六五	一、四八八、六六五	九、九三七、七七一	七、九八二、七八九
漆油	九八九〇	一、八八二、四四五	一、八八二、四四五	八〇、〇〇八	三、〇四五、七二四
清酒	一四、五八七	一、八八二、四四五	一、八八二、四四五	七、七五七	六、四三三、四〇六
石	六八四八八五〇〇	三〇〇九二〇	二、〇九、九四〇〇	二、四三三、〇三三	二、八七二、三〇八
貫	一三〇九二〇〇	三、四二〇八一	一、三三〇、九七〇	一、三三〇、九七〇	八、六三三、五七九
貫	四二〇八一	三、四二〇八一	一、三三〇、九七〇	一、三三〇、九七〇	八、六三三、三三一
貫	二四七五三九	一、四〇九七〇	二、四〇九、九七〇	一、四〇九、九五九	三、六三三、五七九
貫	四二〇八一	三、四二〇八一	一、三三〇、九七〇	一、三三〇、九七〇	八、六三三、三三一
貫	三六六〇五八	一、一四九、六四二	五〇、一四〇	一、二四六、四九二	五〇、五七三
貫	九五〇、二四三	一、三五六、五六八	一、二四九、六四二	一、二三〇、三三七	四、一五三、九〇四
貫	一、五八五、三四三	一、四八一、七七六	一、三五六、五六八	一、一三〇、三三七	一、五九七、〇三八
貫	一、四九五、八七〇	四八八、六六五	一、四八八、六六五	九、九三七、七七一	七、九八二、七八九
貫	九八九〇	一、八八二、四四五	一、八八二、四四五	八〇、〇〇八	三、〇四五、七二四
貫	一四、五八七	一、八八二、四四五	一、八八二、四四五	七、七五七	六、四三三、四〇六

川越附近市日一覽表

町名	戸數	人口	市日	商	品
川所	四、二一八	二、六〇三〇	三、五、六	米穀、對茶、絲、繭、織物、絲、繭、製茶	米、茶、絲、繭、織物、製茶
飯入	一、二三八	六、四二一六	三、一、一	織物、絲、繭、製茶	織物、絲、繭、製茶
豐入	一、一〇〇	五、九六三	一、一、一	織物、絲、繭、製茶	織物、絲、繭、製茶
越後	七、九一	三、八一八	二、三、一	米穀、製茶	米穀、製茶
越前	七、九一	三、八一八	二、三、一	織物、絲、繭、製茶	織物、絲、繭、製茶
大浦	一、六九五	四、六三三	五、二、二	米穀、絲、繭、製茶	米穀、絲、繭、製茶
大興	八二〇	九、二九八	四、二、二	米穀、甘藷、絲、繭、製茶	米穀、甘藷、絲、繭、製茶
上岩	二、七六九	五、四三三	四、二、二	米穀、甘藷、絲、繭、製茶	米穀、甘藷、絲、繭、製茶
桶川	一、〇七〇	六、九八九	一、五、二	米穀、甘藷、絲、繭、製茶	米穀、甘藷、絲、繭、製茶
鴻巣	三、二四一	二、三三七	二、四、五	米穀、甘藷、絲、繭、製茶	米穀、甘藷、絲、繭、製茶
熊谷	三、二四一	一、七六三	二、四、五	米穀、甘藷、絲、繭、製茶	米穀、甘藷、絲、繭、製茶

九七

川越電車發着時間表

表中小字ハ午前太字
ハ午後ノ時間トス

(明治四十三年十二月改正)

下	瀧	車	上	瀧	車	上	瀧	車	上	瀧	車
上野發	蕨發	浦和發	大宮着	初發	發時刻	大宮着	大宮發	川越發	川越着		
九・四〇	一〇・一八	一〇・二七	一〇・三六	黑磯	六・〇〇	一〇・三三	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・三〇		
八・四〇	九・三三	九・三三	九・〇六	小山前橋廻リ	六・二五	九・三六	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・三〇		
八・一〇	八・三八	八・五七	八・四六	宇都宮	六・三五	八・三六	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・三〇		
七・三〇	七・五六	八・〇七	八・一六	前橋	六・四五	八・四四	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・三〇		
六・四〇	七・三三	七・三一	七・四〇	新瀨	六・五〇	六・二六	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・三〇		
六・一〇	六・三三	六・四七	六・五六	青森	六・五〇	六・三〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・三〇		
五・四〇	六・三三	六・三二	六・四〇	青森	六・五〇	六・三〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・三〇		
五・一〇	六・三三	六・四七	六・五六	新瀨	六・五〇	六・三〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・三〇		
四・四〇	五・三三	五・三一	五・四〇	蕨	六・五〇	六・三〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・三〇		
四・一〇	五・三三	五・三一	五・四〇	蕨	六・五〇	六・三〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・三〇		
三・四〇	四・三三	四・四七	四・五六	蕨	六・五〇	六・三〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・三〇		
三・一〇	四・三三	四・四七	四・五六	蕨	六・五〇	六・三〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・三〇		
二・四〇	三・三三	三・四七	三・五六	蕨	六・五〇	六・三〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・三〇		
二・一〇	三・三三	三・四七	三・五六	蕨	六・五〇	六・三〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・三〇		
一・四〇	二・三三	二・四七	二・五六	蕨	六・五〇	六・三〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・三〇		
一・一〇	二・三三	二・四七	二・五六	蕨	六・五〇	六・三〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・三〇		
一〇・五〇	一一・〇〇	一一・一〇	一一・二〇	蕨	六・五〇	六・三〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・三〇		
一〇・二〇	一一・〇〇	一一・一〇	一一・二〇	蕨	六・五〇	六・三〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・三〇		
九・五〇	一〇・〇〇	一〇・一〇	一〇・二〇	蕨	六・五〇	六・三〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・三〇		
九・二〇	九・〇〇	九・一〇	九・二〇	蕨	六・五〇	六・三〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・三〇		

急行	急行	急行	急行	前日	前日	前日	前日
一〇・五〇	一〇・〇〇	九・五〇	九・〇〇	六・〇〇	五・〇〇	四・〇〇	三・〇〇
一〇・二〇	九・七〇	九・六〇	九・一〇	五・三〇	四・三〇	三・三〇	二・三〇
九・五〇	九・〇〇	八・五〇	八・〇〇	四・六〇	三・六〇	二・六〇	一・六〇
九・二〇	八・七〇	八・六〇	八・一〇	三・九〇	二・九〇	一・九〇	〇・九〇
八・五〇	八・〇〇	七・五〇	七・〇〇	三・二〇	二・二〇	一・二〇	〇・二〇
八・二〇	七・七〇	七・六〇	七・一〇	二・五〇	一・五〇	〇・五〇	〇・〇〇
七・五〇	七・〇〇	六・五〇	六・〇〇	一・八〇	〇・八〇	〇・〇〇	〇・〇〇
七・二〇	六・七〇	六・六〇	六・一〇	一・一〇	〇・一〇	〇・〇〇	〇・〇〇
六・五〇	六・〇〇	五・五〇	五・〇〇	〇・四〇	〇・四〇	〇・〇〇	〇・〇〇
六・二〇	五・七〇	五・六〇	五・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・〇〇	〇・〇〇
五・五〇	五・〇〇	四・五〇	四・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
五・二〇	四・七〇	四・六〇	四・一〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
四・五〇	四・〇〇	三・五〇	三・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
四・二〇	三・七〇	三・六〇	三・一〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
三・五〇	三・〇〇	二・五〇	二・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
三・二〇	二・七〇	二・六〇	二・一〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
二・五〇	二・〇〇	一・五〇	一・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
二・二〇	一・七〇	一・六〇	一・一〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
一・五〇	一・〇〇	〇・五〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
一・二〇	〇・七〇	〇・六〇	〇・一〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
〇・五〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
〇・二〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇

川越所在官公吏及名譽職員

一〇四

入間郡長	市川春太郎	川越高等女學校長	青木正
川越稅務署長	江口胤俊	川越町長	平田幸嘉
川越區裁判所監督判事	岡本孟	川越町助役	岩澤虎吉
川越警察署長	近藤己和之助	同	今澤金藏
浦和監獄川越分監長	伊東豐吉	川越町收入役	渡邊政方
川越郵便局長	松下定雄	川越町會議員	岩澤雄次郎
埼玉縣川越蠶病 預防事務所長	加藤唯一郎	同	岩澤愛次郎
川越染織學校長	本田佑武	同	石井友平
川越中學校長	前原仙次郎	同	林友平

川越町會議員	原田勝藏	川越町會議員	綾部喜右衛門
同	西田幸太郎	同	綾部惣兵衛
同	渡邊吉右衛門	同	佐々木駒太郎
同	川野岩五郎	同	木村猪之助
同	横田準之助	同	喜多欽一郎
同	瀧英郎	同	水口忠右衛門
同	野々山喜右衛門	同	茂木彌平次
同	山内庫之助	同	森田芳次郎
同	山崎覺太郎	同	鈴木德次郎
同	山中佐代吉	同	
同	小山文造	同	

一〇五

川越商業會議所議員

川越商業會議所議員は明治四十四年三月十五日を以て半數改選を行ひ原田勝藏、高橋幸助兩氏退任し畑尾鎬四郎、高橋廣太郎、木村猪之助三氏新に當選したるも役員改選以前なるを以て姑らく従前の分を掲載す

肥料商	常議員	伊藤長三郎	川越商業銀行取締役	星野仙藏
下駄商		服部新助		大辻友太郎
材木商		馬場佐助		小川五郎右衛門
第八十五銀行取締役		橋本三九郎		常議員 渡邊吉右衛門
穀商		原田勝藏		特別議員 渡邊政方
穀商		原田要吉		常議員 高橋幸助

川越商業銀行頭取	特別議員	竹谷兼吉	煙草商	常議員	小山文造
藥種染料商	副會頭	野々山喜右衛門	油商	會頭	綾部利右衛門
茶紙商	常議員	山崎覺太郎	金物商		綾部喜右衛門
菓子商	常議員	山崎嘉七	代議士	特別議員	綾部惣兵衛
第八十五銀行頭取	特別議員	山崎豐	水車業	常議員	喜多欽一郎
織物商		山本平兵衛	酒醬油商		木下藤次郎
織物商		間仁田文吉	醬油醸造業		森田芳次郎
織物商		松本源之丞	織物商		菅間正作
醬油商		松本新次郎	書籍商		菅間定治郎
機業		松山百太郎	材木商		鈴木徳次郎
川越鐵道會社取締役		増田忠順	書記長		鶴岡伊作

花見と川越、川越と遠足

小金井の花見に行く人は序でに川越へ入らつしやい
大宮公園に遊びに行く人は序でに川越へ入らつしやい
川越は大宮からでも國分寺からでも一時間内外で行かれますとして汽車賃も東京から往復一圓以内で行かれます
國分寺から行けば歸りに大宮へ廻り大宮から行けば歸りに國分寺へ廻り一日の清遊には丁度適當でございます
殊に川越には城址及喜多院等の名所舊跡があり櫻も澤山ありますから數人同伴の遊行及學生の遠足には最も適當でございます
疲れたる腦を休めんとする人、清新の氣を呼吸せんとする人、歴史的趣味を養はんとする人は川越へ入らつしやい

明治四十四年三月廿六日印刷
明治四十四年三月廿九日發行

定價一金貳拾錢

發行所 川越商業會議所

發行人 川上寬治

印刷人 小林武之助

印刷所 東京印刷株式會社

埼玉縣入間郡川越町
大字川越百九十六番地
東京市日本橋區兜町二番地

